

北星信用金庫の現況 2013

第62期：平成24年4月1日～平成25年3月31日



HOKUSEI Shinkin Report 2013

目 次

北星信用金庫の概要	1
ごあいさつ	2
基本方針・基本姿勢・経営理念	3
事業の概況	4
役員・組織図	5
営業地区・店舗	6
総代会について	8
リスク管理について	10
法令等遵守(コンプライアンス)の態勢	11
反社会的勢力への取組み指針	11
個人情報の保護について	12
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	13
利益相反管理方針の概要	13
「金融円滑化推進」について	14
「地域密着型金融推進計画」について	16
沿革・あゆみ	17
トピックス	18
文化的・社会的貢献活動について	20
主要な事業と金融商品に係る勧誘方針	21
預金業務・各種サービス業務のご案内	22
融資業務のご案内	23
主な手数料一覧	24
バーゼルIIIについて	25
当金庫の自己資本充実の状況等について	26
資料編	
財務諸表及び経営指標等	36
金庫と子会社	48
開示項目索引	49

北星信用金庫の概要(平成25年3月31日現在)

名 称	北星信用金庫
所 在 地	名寄市西2条南5丁目5番地
電 話	01654-2-1111
創 立	昭和26年5月9日
預 金	2,365億円
貸 出 金	819億円
出 資 金	750百万円
常 勤 役 職 員	195名

★ ごあいさつ ★

皆様には、平素より北星信用金庫に対し格別のご愛顧、お引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当金庫の経営内容についてまとめました「北星信用金庫の現況2013」を作成いたしましたので、ご高覧いただき当金庫へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、昨年度の日本経済は、デフレ、円高に伴う国内需要の低迷や、欧州の財政・金融危機の深刻化に伴う世界経済の減速、中国経済の減速および日中関係の悪化や東日本大震災の復旧・復興計画の遅れ等が加わり、停滞感、閉塞感が強い状況が続いていました。昨年12月からは、新政権が掲げる積極的な金融緩和によるデフレ脱却等への期待感により円高の修正や株式市場の回復など一部に明るい兆しが見られるものの、景気回復を実感できるまでには至っておりません。当地においては、過疎化による人口減少と少子高齢化が一層進行しており購買力が低下してきております。また、財政悪化により公共投資が縮減され、基幹産業である建設関連が低迷、加えて農業においても異常気象により作物生産が不安定となるなど、基本的に明るい材料に乏しい状況となっています。

このような環境の中ではございますが、平成24年度の当金庫の業績は、預金平均残高が前期比2.15%増加の2,346億円、貸出金平均残高が前期比0.56%減少の800億円となりました。損益面では貸出金利の競合激化による利ざやの縮小もありましたが、下期後半の円安・株高による利益の積み増しができ、経常利益は940百万円、当期純利益は588百万円を計上することができました。なお、自己資本比率は国内基準4%を十分に上回る水準の14.80%を確保しております。

平成25年度は、新長期3ヵ年経営計画「北星しんきん『つなぐ力』発揮2012」の2年目にあたります。同計画では、地域や取引先と真に向かい合って、地域や顧客が抱える様々な課題の解決に取り組む「課題解決型金融」を強化していくことを目指しております。引き続き、地域金融機関としての使命を自覚し、お客様満足がより向上する金融サービスの提供を図りながら「組織的な営業活動」を更に推し進めますとともに、役職員全員が決意も新たに目標に向かって邁進することで皆様の期待に十分応えられる信用金庫を目指してまいります。

皆様方におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りたく心からお願い申し上げます。

平成25年7月



北星信用金庫 理事長

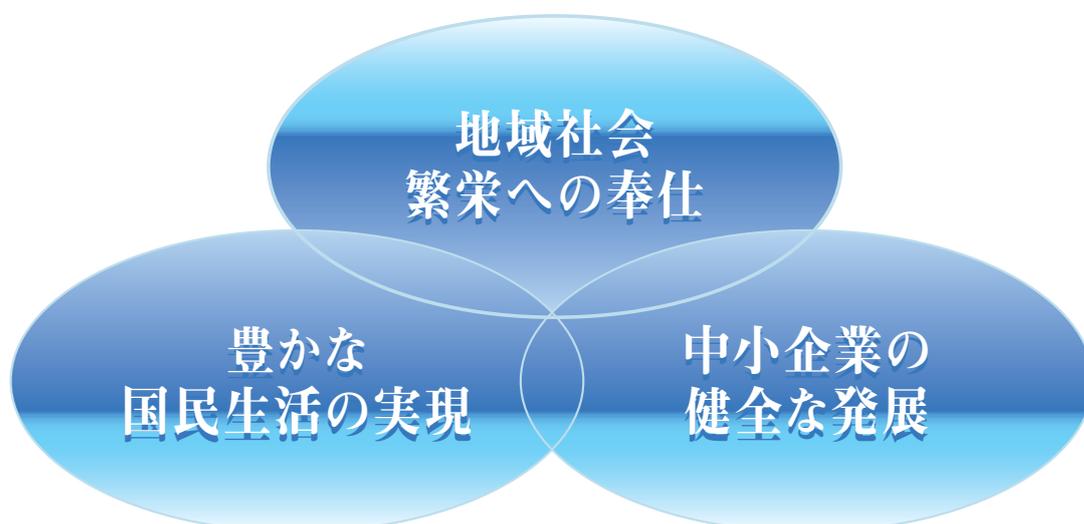
岡本 守

★ 基本方針・基本姿勢・経営理念 ★

基本方針

中小企業並びに地域大衆の真の郷土金融機関として、
地域産業経済向上のために全力をあげて金融の円滑を図り、
以って地域社会の発展成長に奉仕する。

基本姿勢



経営理念

1. お客様を大切にし、誠意を込めた奉仕に努めます。
2. 社会的責任を重んじ、専門性を備えた人材を育成します。
3. 職員の幸せのために、働きがいのある職場を作ります。



★ 事業の概況 ★

● 経営環境

デフレ・円高に伴う国内需要の低迷、欧州財政・金融危機を端緒とした世界経済の減速、対中関係の悪化や震災復旧・復興の遅れ等により、地域を基盤とする中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。昨年暮れからは金融緩和等政権への期待感から円安株高傾向が続いておりますが、地域経済においては景気回復を実感するには至っておりません。

当地域では、人口減少と少子高齢化の進行による購買力の低下、公共投資の縮減による基幹産業である建設業の低迷、異常気象による農業生産の不安定化など、明るい材料に乏しい状況となっております。

音威子府バイパス工事、下川町サンルダム工事等、大型の公共投資が今後見込まれますが、その波及効果は一部業種、一部地域など限定的なものが見込まれます。

● 事業の展望と今後の課題

平成25年度は、新長期3か年経営計画「北星しんきん「つなぐ力」発揮2012」の2年目にあたります。新長期3か年経営計画では、地域やお取引先のみならずと真に向かい合って、抱えられている様々な課題の解決に取り組む「課題解決型金融」を強化していくことを目指しております。

「三方よし プラスワン（お客様、地域、信用金庫+職員）」をスローガンとし、お客様満足度の高い金融サービスの提供を通じ、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

◎ 預金

預金期末残高は2,365億円となりました。各種キャンペーンの実施に加え、札幌支店の移転による相乗効果もあり個人預金を中心に順調に増加いたしました。

(単位:百万円)

22年度	223,342
23年度	231,339
24年度	236,571

◎ 貸出金

貸出金期末残高は819億円となりました。貸付用住宅資金や地方公共団体向け貸出などは増加しましたものの、法人の運転資金需要低迷などもあり前年実績を下回る結果となりました。

(単位:百万円)

22年度	82,500
23年度	82,653
24年度	81,987

◎ 当期純利益

残高の減少や金利低下により貸出金利息は落ち込みましたが、株高・円安などの効果により有価証券利息が増加し資金運用収益は前年度を上回りました。また、預金利息の減少や経費の抑制の効果もあり経常利益は940百万円、当期純利益では588百万円を確保することができました。

(単位:百万円)

22年度	265
23年度	353
24年度	588

◎ 自己資本比率

自己資本比率は14.80%と前期比0.23ポイント上昇しました。金融機関の安全性を判断する指標である国内基準の4%を十分上回っております。今後も安定した収益を確保し、自己資本の充実に努めてまいります。

(単位:%)

22年度	14.42
23年度	14.57
24年度	14.80

国内基準4%

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	4,520	4,527	4,573	4,116	4,168
経常利益	281	787	304	650	940
当期純利益	208	502	265	353	588
出資総額	745	747	748	748	750
出資総口数(千口)	14,915	14,953	14,974	14,974	15,004
会員数	20,236人	20,095人	19,936人	19,758人	19,571
純資産額	11,240	13,137	13,199	14,079	16,248
総資産額	225,402	233,213	238,234	247,187	254,874
預金積金残高	212,148	218,022	223,342	231,339	236,571
貸出金残高	82,685	83,897	82,500	82,653	81,987
有価証券残高	89,389	104,137	107,071	114,714	120,268
単体自己資本比率	13.75%	13.44%	14.42%	14.57%	14.80%
出資に対する配当金(出資1口当たり)	2.0円	2.0円	2.0円	2.0円	2.0円
役員数	16人	15人	15人	14人	15人
うち常勤役員数	8人	7人	7人	7人	6人
職員数	201人	196人	194人	193人	189人

(注) 1. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき算出しております。

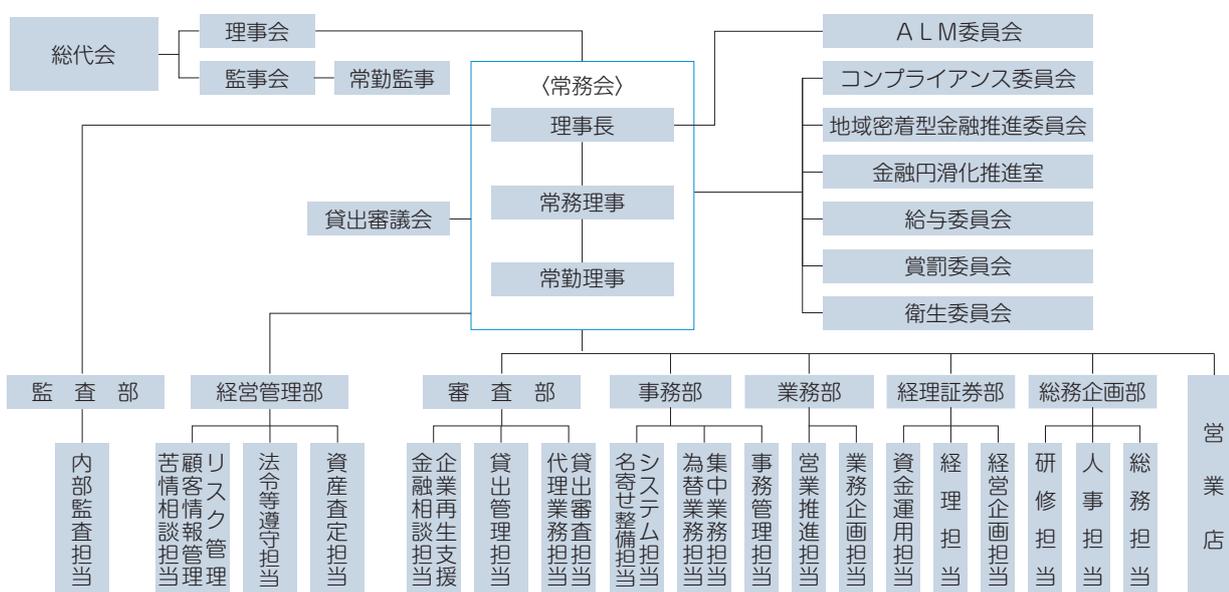
★ 役員・組織図 ★

(平成25年7月1日現在)

理事及び監事の氏名及び役職名

理事長	岡本 守	理事	田原 靖久	理事	高橋 勝
常務理事	小林 裕明	理事	阿達 勇	理事	大野 裕一郎
常務理事	川崎 弘	理事	横井 栄一	常勤監事	菊地 正満
常勤理事	熊谷 進博	理事	木村 紀夫	監事	横澤 博利
常勤理事	三島 博	理事	佐藤 英機	員外監事	高橋 政利

組織図



役職員の報酬体系の開示について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の常務会において決定しております。また、監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 計算方法

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	94

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「報酬」80百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。「退職慰労金」は当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、連結子法人の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「連結子法人」とは、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社をいいます。なお、平成24年度においては、該当する会社はありませんでした。

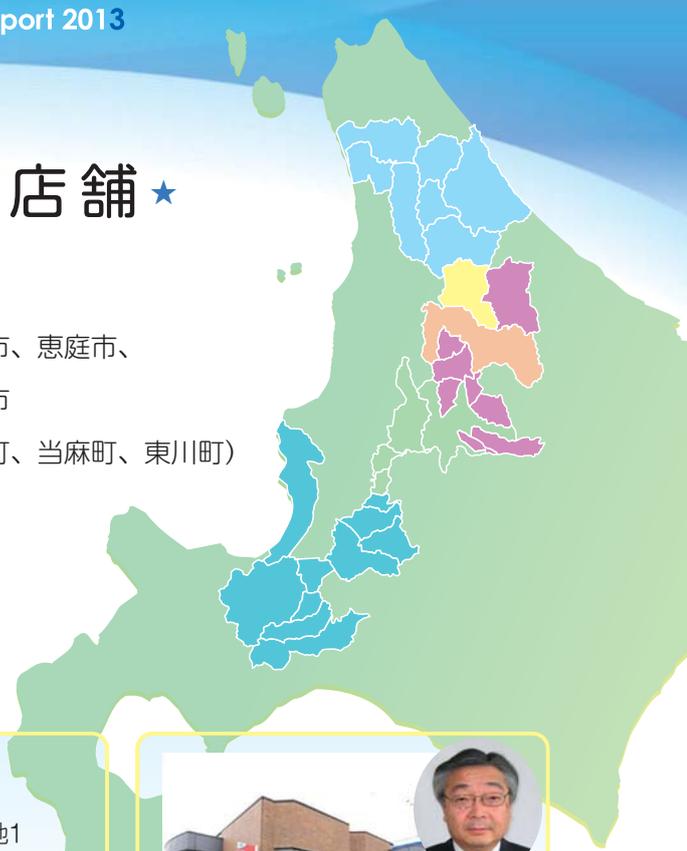
3. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成24年度において対象役員が受ける報酬額と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

★ 営業地区・店舗 ★

営業地区一覽

名寄市、士別市、旭川市、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、
 千歳市、深川市、滝川市、砂川市、美唄市、三笠市、岩見沢市
 上川郡（下川町、剣淵町、和寒町、比布町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、東川町）
 中川郡（美深町、音威子府村、中川町）
 天塩郡（幌延町、天塩町）
 枝幸郡（中頓別町、枝幸町）
 空知郡（奈井江町）





本店・本部
 096-0012
 名寄市西2条南5丁目5番地
 tel 01654-2-1111
 店舗長 鈴木 保典

中央通支店
 096-0034
 名寄市西4条北1丁目4番地1
 tel 01654-2-5522
 店舗長 佐藤 勝己






公園通支店
 096-0016
 名寄市西6条南9丁目1番地61
 tel 01654-3-2332
 店舗長 刀禰 武




美深支店
 098-2220
 中川郡美深町字大通北2丁目1番地
 tel 01656-2-1731
 店舗長 深川 朗

中川支店
 098-2802
 中川郡中川町字中川398番地
 tel 01656-7-2541
 店舗長 森 茂樹






音威子府支店
 098-2501
 中川郡音威子府村字音威子府367番地
 tel 01656-5-3331
 店舗長 東條 敦




下川支店
 098-1207
 上川郡下川町錦町52番地
 tel 01655-4-4141
 店舗長 佐藤 正

剣淵支店
 098-0338
 上川郡剣淵町仲町32番12号
 tel 0165-34-2106
 店舗長 東海林 和彦






和寒支店
 098-0131
 上川郡和寒町字南町103番地の1
 tel 0165-32-2461
 店舗長 佐藤 公俊



士別中央営業部

095-0019
士別市大通東6丁目720番地6
tel 0165-29-2121
店舗長 桑原 敏宏



士別中央営業部 上士別出張所

095-0371
士別市上士別町16線市街
tel 0165-24-2221
店舗長 桑原 敏宏

士別北支店

095-0019
士別市大通東1丁目
tel 0165-23-3171
店舗長 井口 裕史



ふれあい支店

096-0019
名寄市西9条南4丁目10番地1
tel 01654-3-6611
店舗長 田中 顕文

風連支店

098-0506
名寄市風連町仲町93番地2
tel 01655-3-2504
店舗長 今井 利憲



朝日支店

095-0401
士別市朝日町中央3772番地
tel 0165-28-2311
店舗長 穴井 光浩



旭川支店

070-0034
旭川市4条通10丁目左4号
tel 0166-25-2001
店舗長 秋葉 安男

旭川北支店

070-0873
旭川市春光3条9丁目12番11号
tel 0166-52-7755
店舗長 小口 徹



永山支店

079-8412
旭川市永山2条4丁目3番15号
tel 0166-48-5533
店舗長 岡田 伸一



東光支店

078-8343
旭川市東光3条4丁目4番24号
tel 0166-32-2173
店舗長 三上 正

金星橋支店

070-0021
旭川市東1条2丁目2番4号
tel 0166-25-2112
店舗長 奈良 雄二



札幌支店

060-0002
札幌市中央区北2条西4丁目1番地
tel 011-252-2080
店舗長 齊藤 典明

★ 総代会について ★

● 総代会制度とは

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定されることなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

平成25年3月末の会員数は19,571名となっています。

● 総代と選任方法

1. 総代の任期・定数

総代の任期は2年です。

総代の定数は、60名以上90名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

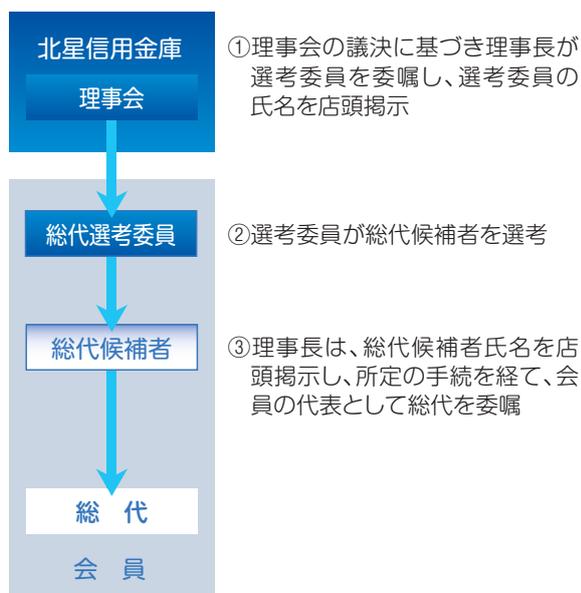
2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

● 総代が選任されるまでの流れ



● 総代候補者の選考基準

総代候補者は当金庫の会員のうち、次の選考基準を満たしている方の中から選考します。

- ① 総代としてふさわしい見識を有している方
- ② 地域の事情に明るく、良識をもって正しい判断ができる方
- ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④ その他総代選考委員が適格と認めた方

● 総代会のしくみ

平成25年3月31日現在



●第62期通常総代会の決議事項 (平成25年6月19日開催)

第62期通常総代会において、次の事項について報告並びに付議をいたしました。

報告事項

- 報告第1号 第62期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)業務報告・貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 報告第2号 定款一部変更に伴う実行報告の件
- 報告第3号 店舗統廃合及び移設に関する実行報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 役員定年に伴う監事選任の件
- 第3号議案 退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

以上の議案について原案通り承認可決されました。



●総代の氏名

平成25年7月1日現在の、選任区域ごとの総代の氏名は次のとおりです。

(敬称略、五十音順)

名寄地区	24名	秋葉 清司 坂本 和彦 富永 紀治 藤田 健慈	五十嵐正幸 庄司 佳正 中館 克隆 松前 衛	大野 茂実 菅井 静夫 中山 泰英 眞鍋 和一	加藤 唯勝 高橋啓二郎 榎山 秀明 藪中 重和	川原 彰 高谷 禎次 西川 剛弘 山崎 清士	木賀 義晴 寺島 勝之 林 正博 吉田 肇
美深地区	5名	大塚 一博	齊藤 和信	園部 一正	谷口 栄二	山崎 晴一	
下川地区	4名	上田 良一	牛角 輝男	谷 一之	矢内 眞一		
中川・音威子府地区	5名	佐藤 輝雄	千見寺恒昭	三和 寿志	吉川 英一	吉田 厚	
士別地区	25名	阿部 昭 川原 一夫 佐藤 正明 田中 義博 渡會 昭治	有野 清美 神田 英一 佐藤 元信 千葉 道夫	伊藤 茂喜 北村 浩史 菅原 信一 布川 敬司	伊藤 歳勝 黒田 康敬 菅原清一郎 延青 義昭	今井 清貴 小林 一男 鈴木 勉 本山 忠之	植松 昭彦 斉木 勲 田中 勝則 山本 良二
剣淵地区	5名	佐々木武彦	杉浦 敏和	西尾 政男	芳賀 修	山田 博幸	
和寒地区	5名	近藤 清秀	塚崎 正	浜田 義昭	藤村 光司	眞鍋 修詩	
旭川・札幌地区	14名	鎌田 茂美 塩尻 伸司 山田 春雄	橘井 一実 中本 敏彦 和田 泰紀	小井田 勉 新田三千明	坂本 卓次 古川 整	櫻井 敏広 三橋 知	佐々木勝利 村上 勇

●業種別・年齢別構成

業種別構成

製造業	8人	運輸業、郵便業	4人	宿泊業	1人
林業	2人	卸売業・小売業	26人	飲食業	1人
鉱業、採石、砂利採取業	1人	金融業	1人	生活関係サービス業、娯楽業	2人
建設業	27人	不動産業	2人	医療・福祉	1人
情報通信業	1人	学術研究・専門・技術サービス業	4人	その他のサービス業	6人

年齢別構成

46歳～50歳	2人
51歳～55歳	5人
56歳～60歳	20人
61歳～65歳	23人
66歳～70歳	24人
71歳以上	13人

★ リスク管理について ★

北星しんきんのリスク管理の考え方

金融の自由化、国際化、技術革新に伴い金融機関の業務はますます多様化、高度化し、管理すべきリスクも急速に増大しています。

当金庫は、経営の健全性を維持するためリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、リスク管理の諸規程を定め、時代の変化に即応し、お客様に安心してお取引いただけるよう、態勢の充実・強化に努めております。

信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能又は利息の継続的な取立が不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出金資産の健全性を維持するために、「先取り審査」「事前協議」「融資先実態把握表」による分析等により審査管理体制の強化を図っております。具体的には、個々の案件ごとに経営能力・営業基盤・業界の将来性等のほか、財務内容の健全性、投資計画の妥当性及び採算性、回収の可能性等を総合的に検討して厳正な審査と管理に努めています。

また、適切な自己査定が実施できるよう、職員のスキルアップに努めるとともに、適正な資産の償却と引当により資産の健全性を確保しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる「市場流動性リスク」と、金融機関が財務内容等の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保が通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる「資金繰りリスク」とがあります。

当金庫では、不測の事態に対応できる十分な支払準備資産を確保し、経営の健全性維持に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場変動に伴う「為替リスク」等をいいます。

当金庫では、ALM（資産・負債の総合管理）委員会機能の充実を目指しております。預金・貸出金の金利、利鞘の総合的な検討、金利予測、リスク分析、収益シミュレーション等を通じ、当金庫の安定収益確保のため、これらのリスクに対して迅速・適切な対応ができるようALM管理手法の向上を図っております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、信用リスク・市場リスク・流動性リスク以外のリスクで、より広範に及ぶリスクを指し、当金庫では「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク（当面「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」を指します）」の3種類に大別し、外部環境、内部環境及びプロセスの、どの環境においても生じる可能性のあるリスクであると捉えており、以下のとおり管理態勢の構築に努めております。

1. 事務リスク管理

事務リスクとは、日常の事務処理上において発生するミスや不正による損失及び信用を毀損するリスクのことです。

当金庫では、内部牽制組織として他の部門から独立した監査部を設置して本部・営業店の立入検査を実施し、事務処理の厳正化と事故防止に努めています。また、営業店自ら行う、自店検査を定例で義務づけており、創立以来培ってきた「信用」「信頼」を高めるべく、相互牽制機能が働く組織と人づくりに努めております。

2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクであり、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

金融機関のコンピュータシステムは高い公共性と広汎性を有しており、システムの安全性とデータの機密保持が要求されています。これらの情報システムの安全性・信頼性を維持し、情報資産の保護を図り適切なシステムリスクの管理態勢の整備に努めております。

3. その他のリスク管理

オペレーショナル・リスクについては、上記「事務リスク」「システムリスク」以外にも様々な危機要素（犯罪・災害・火災・風評等）が存在している「その他のリスク」があり、それらの危機を未然に防止したり、事前に準備することが重要と考えております。それらの被害を最小限に抑えるための態勢を整備し、危機管理態勢の充実・強化に努めております。

外部監査

経営の透明性と健全性保持のため、外部監査法人を選任し、監査態勢の強化を図っております。

★ 法令等遵守（コンプライアンス）の態勢 ★

北星しんきんのコンプライアンス態勢

金融システム改革（日本版ビッグバン）が進展し一層の規制緩和がすすむ中で、金融商品・サービスは高度化・多様化しており、金融機関同士はもとより異業種も巻き込んだ内外の企業間での厳しい生き残り競争が激化しております。私たち信用金庫人としてどのようにしてお客様から信頼され、満足してお取引いただくのか、重要な課題と考えています。

社会的規範の確立

我々信用金庫は、社会的責任と公共的使命を十分自覚して日々の業務に精励してまいりました。

しかし、過去において金融機関に係わる社会的規範を逸脱した行為が発生し、その信頼性が揺らぎかねない状況に陥ったことから、改めて金融機関の社会的責任と法令等遵守（コンプライアンス）の徹底が重視されております。

企業倫理の確立

信用金庫は協同組織金融機関として、信用金庫法をはじめ各種法令等の適用を受け、お取引先の皆様の金融の円滑化を通じて、地域社会の繁栄に貢献することが理念であります。

地域において更に信頼を高めるため、各種法令や社会的規範を遵守することは当然の責務であり、社会的批判を受けることのないよう努めていかなければなりません。

当金庫も、コンプライアンスの徹底を金庫経営の重要課題の一つとして位置づけし、積極的に議論を重ねながら、企業倫理の確立に取り組んでまいりました。

具体的には、「北星信用金庫行動綱領・役職員の行動指針」、「コンプライアンス規程」の制定や、役職員が最低限守っていかねばならないことを事例集としてまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の作成により倫理的規範・行動指針の明確化を図るための取組みを行っております。

コンプライアンス態勢の確立

当金庫では、コンプライアンス精神の醸成及びコンプライアンス態勢の確立のために、コンプライアンス委員会を設置しております。統括部署を明確化する一方、コンプライアンス規程等関連規程の整備など、総合的な管理体制の整備に努めております。

今後も、経営陣自らが高い企業倫理と遵法精神に則った経営にあたり、あらゆる機会を通じて、その精神を全役職員に徹底してまいります。

★ 反社会的勢力への取組み指針 ★

北星しんきんの反社会的勢力への取組み指針

当金庫は、反社会的勢力との関係遮断の取組みを強化し、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、資金提供を行わないこと、また、反社会的勢力による被害を防止するための取組みをしてまいります。

1. 基本原則

- (1) 組織としての対応
- (2) 外部専門機関との連携
- (3) 取引を含めた一切の関係遮断
- (4) 有事における民事と刑事の法的対応
- (5) 裏取引や資金提供の禁止

2. 基本方針

私たちは、反社会的勢力に対しては、警察等外部関係機関とも連携して、断固とした姿勢で対応いたします。

3. 排除宣言

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除いたします。

★ 個人情報の保護について ★

北星しんきんの取組み方針

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2.個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得を行います。

また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、負債、収支状況、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収、投資目的などを確認させていただくことがあります。

お客様の個人情報は、

- ①お客様が取引に際して各種申込書や契約書等にご記入いただいた事項
- ②営業店窓口係や渉外係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

当金庫および当金庫の関連会社（名信ビジネスサービス株式会社）や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥当信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ⑬団体信用生命保険の加入業務等を円滑に遂行するため
 - ⑭一般社団法人しんきん保証基金（以下「基金」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を基金に提供するため
 - ⑮債権譲渡先が債権管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を債権譲渡先に提供するため
 - ⑯連帯保証人の保証債務に対する情報開示請求への情報提供のため
 - ⑰その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ※与信事業（融資の申込等）に際して個人情報を収集する場合においては、利用目的について必ずご本人の同意をいただきます。

(3) 法令等による利用目的の制限

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

(4) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出ください。

3.個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4.個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様の同意を得て当金庫が第三者に個人情報を提供している場合は、当金庫および当該第三者のいずれか一方または両方にご連絡をお願いする場合があります。お客様のご希望により個人情報を削除したときは、一部のサービスが利用できない場合があることをご了承ください。
- ・お客様からの個人情報の開示等のご請求については、当金庫所定の用紙により受け付けることとさせていただきます。なお、所定の手数料をお支払いいただけます。
- ・ご本人が委任した代理人による開示等のご請求も可能ですが、代理権の有無を確認させていただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、最寄りの本・支店の相談窓口までお申出ください。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5.個人情報の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

また、個人情報に関する内部規程を定め、安全管理者等を設置し、従業員に周知徹底するとともに継続的に改善を行ってまいります。

※リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

※クッキーについて

当金庫のホームページではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる事務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、本支店の窓口もしくは下記の当金庫経営管理部までご連絡ください。

個人情報に
関する
相談窓口

北星信用金庫 経営管理部
〒096-0012 名寄市西2条南5丁目5番地
TEL. 01654-2-1111 FAX. 01654-3-0940

★ 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 ★

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は6、7ページ参照）または、経営管理部（電話：01654-2-1111）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置運営する紛争解決センターにお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部」にお尋ねください。

★ 利益相反管理方針の概要 ★

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法を踏まえて、お客様との取引にあたり、本方針に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様の信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および本方針を遵守するため、役職員を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

2.条件変更(返済減額、期間延長、借替等)の状況を適切に把握する体制

- (1)「金融円滑化相談窓口」を各営業店に配置し、条件変更の相談があった時点で「融資相談記録票」に記録し、申込みがあった時点で「金融円滑化に関する受付報告書」により、審査部へ報告する体制といたしております。
- (2)金融円滑化管理責任者は、定期的または必要に応じて理事会、常務会へ金融円滑化管理の状況を報告する体制といたしております。

3.条件変更(返済減額、期間延長、借替等)の苦情相談を適切に行うための体制

- (1)各営業店融資窓口「苦情受付相談コーナー」を設置するとともに、「金融円滑化苦情処理責任者」を配置いたしております。また本部においても、苦情担当部署(経営管理部)を設置いたしております。
- (2)苦情担当部署(経営管理部)にお客様からの貸付条件変更等に関する苦情相談等の受付専用電話を設置いたしております。
- (3)営業店で受けた苦情は苦情担当部署(経営管理部)経由、本部が直接受けた苦情は苦情担当部署(経営管理部)からコンプライアンス委員会で協議のうえ理事会、常務会へ報告する体制といたしております。

4.条件変更(返済減額、期間延長、借替等)を行った後の事業の改善・再生のための支援を行うための体制

経営改善に向けての支援は、お客様の経営実態等を踏まえて、本部・営業店が一体となり支援する体制としています。

地域金融円滑化に係る取組み状況

■中小企業向け貸付

(単位：件、百万円)

申込みを 受け付けた 期間	申込みを 受け付けた		平成25年3月末時点での対応状況							
			実行		謝絶		審査中		取下げ	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年12月～24年3月	1,743	11,754	1,686	11,526	36	141	0	0	21	86
平成24年4月～25年3月	659	4,268	641	4,097	4	53	11	105	3	12
合 計	2,402	16,022	2,327	15,624	40	194	11	105	24	98

■住宅資金貸付

(単位：件、百万円)

申込みを 受け付けた 期間	申込みを 受け付けた		平成25年3月末時点での対応状況							
			実行		謝絶		審査中		取下げ	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年12月～24年3月	72	767	65	705	3	40	0	0	4	21
平成24年4月～25年3月	9	54	6	24	0	0	3	29	0	0
合 計	81	822	71	730	3	40	3	29	4	21

■貸付合計

(単位：件、百万円)

申込みを 受け付けた 期間	申込みを 受け付けた		平成25年3月末時点での対応状況							
			実行		謝絶		審査中		取下げ	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年12月～24年3月	1,815	12,521	1,751	12,231	39	181	0	0	25	107
平成24年4月～25年3月	668	4,323	647	4,122	4	53	14	135	3	12
合 計	2,483	16,844	2,398	16,354	43	235	14	135	28	120

*申込みから3か月を経過したものは謝絶に計上するルールとなっております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況について

①中小企業の経営支援の取組み方針について

当金庫は地域の活性化と持続的な発展に貢献するために、地域中小企業等の課題解決を目的とした「課題解決型金融」への取組強化を推進していく方針です。

②中小企業の経営支援態勢整備状況について

- ・当金庫は地域経済を支えている中小企業等の活性化の一助となるために、平成25年度から「金融円滑化推進室」に専任者を配置し、新規創業、成長段階、経営改善や再生支援など、組織的にお手伝いができる態勢を整えております。
- また外部機関との連携による支援も積極的に推進して行く方針です。
- ・外部機関＝中小企業再生支援協議会・地域経済活性化支援機構・中小企業支援ネットワーク(信金中央金庫・信用保証協会・商工会議所・商工会・税理士・政府系金融機関・北海道等)
- ・平成25年2月＝経営革新等支援機関の認定を受けております。

③中小企業の経営支援に関する取組み状況について

■中小企業再生支援協議会及び各関連機関との連携による再生支援先の状況 (単位：件)

	件数
I. 中小企業再生支援協議会連携先	2
II. 中小企業支援ネットワーク連携先	2

④地域活性化に関する取組み状況について

■金融円滑化支援先・創業・新事業支援先への新規融資状況

(単位：件、百万円)

	件数	金額
I. 金融円滑化先新規融資実績	21	167
II. 創業・新事業支援新規融資実績	20	713

★ 「地域密着型金融推進計画」について ★

平成24年度「地域密着型金融推進計画」について

平成17～18年度の2年間においては、金融庁「地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム」に基づき「地域密着型金融推進計画」を策定・公表し、地域密着型金融の推進に取り組んでまいりました。また、平成19年度からは「地域密着型金融推進計画」を恒久的な取り組みと捉え、『地域に親しまれ、信頼され、お役に立つ、地域とともに発展する信用金庫』という理念の下、平成24年度版「地域密着型金融推進計画」を策定し、取り組んでまいりました状況をホームページ(<http://www.hokusei-shinkin.co.jp/>)にて公表しておりますのでご参照いただければ幸いです。

当金庫は、今後も役職員一丸となって本計画に真摯に取り組み、健全性確保、収益向上を図るとともに中小企業金融再生等の取り組み等、地域金融機関としての社会的使命・責任を自覚し、地域発展のために努力してまいります。

何卒、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●平成24年度の取り組み

- 1.計画の名称：**「地域密着型金融推進計画」
2.推進期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日
3.目指す姿：「地域に親しまれ、信頼され、お役に立つ、地域とともに発展する信用金庫」
 ※本計画の内容に関するご質問は、どうぞお気軽にお尋ねください。
【お問い合わせ】
 ・業務部 TEL.01654-2-1111 内線220
 ・審査部 TEL.01654-2-1111 内線251

平成15年4月から4年間、2次にわたって推進されてきたアクションプログラムが平成19年3月でひとつの区切りを迎えました。この間、経営管理、財務の健全性、法令等遵守、利用者保護等について取り組んでまいりましたが、地域金融機関の不良債権比率については総じて低下してきたことなどから、金融システムを巡る局面は「緊急時対応」から「平時対応」へと移行したと考えられており、むしろ地域密着型金融をさらに高度化していく時期にきていると言われております。

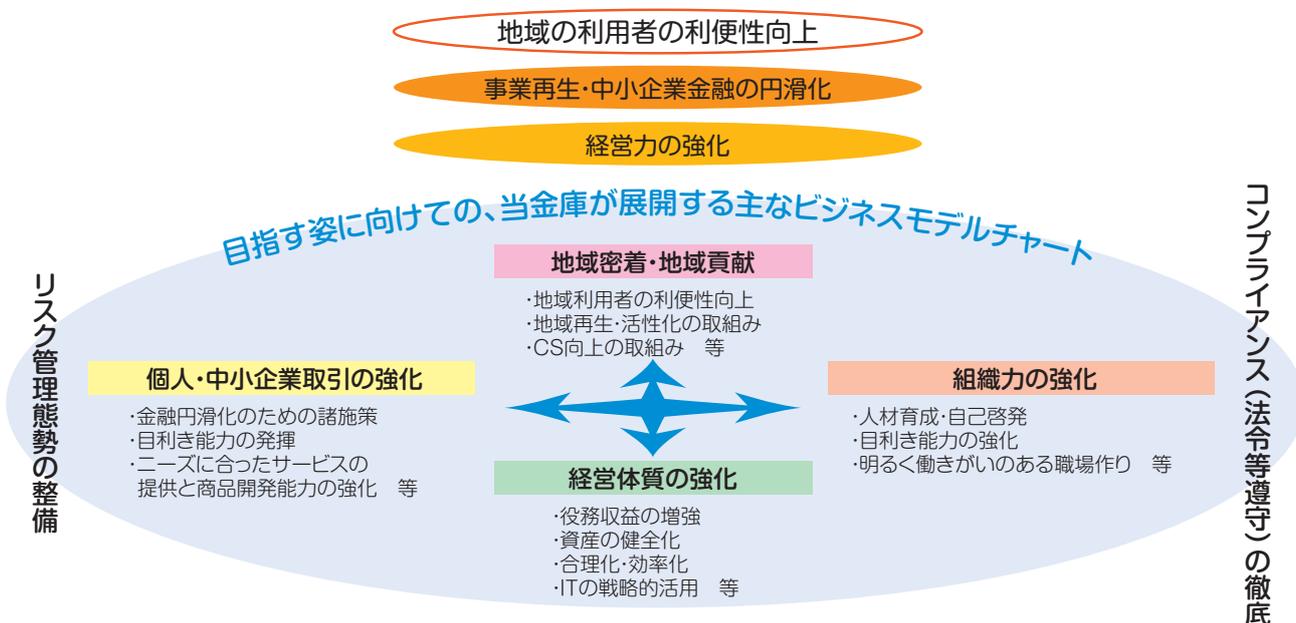
しかしながら、地域では地場産業の空洞化、中心市街地の空洞化など多くの問題を抱えた状態となっております。

地域密着型金融の本質は「長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること」にあります。

地域の情報ネットワークの要である地域金融機関には、資金供給者としての役割に留まらず、地域の各方面との連携の中で、情報、人材面でも果たせる役割があるものと考えられ、このニーズに適切に対応することは、地域金融機関の役割であると考えております。

これらを踏まえて当金庫では地域密着型金融の本質に係わる以下の4点について「目指す姿に向けての、当金庫が展開する主なビジネスモデルチャート」をベースに、「リスク管理態勢の整備」並びに「コンプライアンス（法令等遵守）の徹底」に留意しつつ、取り組みを行ってまいりました。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- (4) 中小企業に対する金融円滑化の推進



★ 沿革・あゆみ ★

昭和 25年 7月	大蔵大臣より土別信用組合設立認可	本店、土別支店開設
昭和 26年 5月	大蔵大臣より名寄信用組合設立認可	本店開設
	6月	美深支店開設
昭和 27年 1月	信用金庫法の公布により名寄信用金庫に改組	
	1月	信用金庫法の公布により土別信用金庫に改組
	2月	剣淵支店開設
	9月	下川支店開設
昭和 28年 4月	国民金融公庫代理業務取扱開始	
	5月	風連支店開設
	7月	朝日支店開設
昭和 29年 1月	和寒支店開設	
	2月	中川支店開設
昭和 30年 4月	住宅金融公庫代理業務取扱開始	
	12月	中小企業金融公庫代理業務取扱開始
昭和 31年 9月	温根別支店開設	
昭和 34年 1月	全国信用金庫連合会代理業務取扱開始	
	12月	多寄出張所開設(昭和37年5月支店昇格)
昭和 39年 4月	下川町指定金融機関として事務取扱開始	
	8月	土別北支店開設
	12月	音威子府支店開設
昭和 40年 4月	中川町指定金融機関として事務取扱開始	
昭和 43年 10月	旭川中央支店開設	
昭和 45年 6月	名寄市指定金融機関として事務取扱開始	
	9月	旭川支店開設
昭和 46年 11月	本店現店舗新築	
昭和 48年 9月	土別支店開設	
	12月	東光支店開設
昭和 49年 12月	旭川北支店開設	
昭和 50年 10月	普通預金オンライン開始	
昭和 51年 1月	和寒町指定金融機関として事務取扱開始	
	4月	風連町指定金融機関として事務取扱開始
	10月	全国信金為替オンライン開始
昭和 52年 11月	日本銀行歳入代理店として事務取扱開始	
昭和 53年 4月	朝日町指定金融機関として事務取扱開始	
昭和 54年 2月	全銀為替オンラインスタート	
	9月	音威子府村指定金融機関として事務取扱開始
	10月	金星橋支店開設
	11月	中央通支店開設
昭和 55年 12月	日本銀行との当座取引開始	
昭和 56年 6月	国債代理店として認可を受ける	
昭和 57年 2月	全店オンライン開始	
	10月	公園通支店開設
昭和 59年 2月	総合オンラインシステム完了	
	6月	国債等窓口販売業務取扱開始
昭和 63年 10月	信金共同事務センター第3次オンラインシステム開始	

平成 2年 7月	MICS(全国キャッシュサービス)加入による自動機業態間提携開始	
	10月	ふれあい支店開設
平成 5年 6月	定期預金金利の完全自由化	
	9月	温根別支店を廃止し土別中央営業部に統合
平成 6年 10月	流動性預金金利の完全自由化	
平成 9年 1月	信金共同事務センターポスト第3次オンラインシステム開始	
平成 11年 10月	郵貯ATMとの相互接続開始	
	11月	土別支店を土別中央営業部土別出張所に変更
平成 12年 3月	デビットカードサービス取扱開始	
	4月	ATM手数料道内信金業界内で無料化実施
	4月	テレホンバンキング取扱開始
	8月	モバイルバンキング取扱開始
	12月	全国しんきんゼロネットサービス取扱開始(ATM・CD手数料無料化)
平成 13年 3月	スポーツ振興くじtoto払戻し業務取扱開始	
	3月	損害保険窓口販売業務取扱開始
	5月	「レンガの家きらり」オープン
	11月	多寄支店を土別中央営業部多寄出張所に変更
平成 14年 2月	永山支店開設	
	4月	土別市病院事業会計指定金融機関として事務取扱開始
	10月	生命保険窓口販売業務取扱開始
平成 15年 11月	第5次全国銀行データ通信システム稼働	
平成 16年 1月	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始	
	3月	国民生活金融公庫との業務連携協力開始
	4月	中小企業金融公庫との業務連携協力開始
	7月	剣淵町指定金融機関として事務取扱開始
	10月	インターネットバンキング取扱開始
	10月	決済用預金取扱開始
平成 18年 6月	名寄信用金庫と土別信用金庫が「合併基本協定書」に調印	
平成 19年 10月	両金庫合併し新生「北星信用金庫」誕生	
平成 20年 3月	名寄市立大学と「産学連携協定に関する協定書」調印	
平成 21年 4月	旭川中央支店廃止	
	6月	札幌支店開設
平成 22年 9月	多寄出張所廃止	
平成 23年 10月	土別中央営業部リニューアルオープン	
平成 24年 11月	土別支店廃止	
	11月	札幌支店リニューアルオープン
平成 25年 2月	でんさいネット取扱開始	



札幌支店リニューアルオープンテープカット



札幌支店

★ トピックス ★

トピックス (平成24年度1年間の歩み)

- 4月 12日 「利用者満足度アンケート調査」報告書
(平成24年1月調査)を公表
- 6月 1日 北星しんきん情報誌「フィール No.45」発行
- 6月 15日 「信用金庫の日」清掃活動
- 6月 20日 第61期通常総代会開催
- 7月 7日 第62回全道信用金庫野球大会道北地区大会
(深川・沼田球場)優勝
- 7月 下旬 道北8市町村の小学三年生に
「北海道マップ」を贈呈
- 8月 18日 第62回全道信用金庫野球大会決勝大会
(つどいむ屋内グラウンド)出場
- 8月 21日 「年金友の会日帰り温泉旅行」の実施(8/21~9/27)
- 11月 9日 士別支店閉鎖(士別中央営業部に統合 11/12)
- 11月 26日 札幌支店リニューアルオープン
- 12月 1日 北星しんきん情報誌「フィール No.46」発行
- 1月 23日 札幌ニューイヤーコンサートの開催
(士別文化センター)



信金野球大会道北地区優勝



札幌支店リニューアルオープン



札幌コンサート

スポーツ振興

- 第1回北星しんきん杯ゲートボール大会(名寄市内、7月5日)
- 第5回北星しんきん朝日支店杯パークゴルフ大会(朝日支店、7月12日)
- 第16回北星しんきん杯下川町民パークゴルフ大会(下川支店、7月14日)
- 第2回北星しんきん美深支店杯パークゴルフ大会(美深支店、9月6日)
- 第5回北星しんきん和寒支店杯パークゴルフ大会(和寒支店、9月7日)
- 第5回北星しんきん剣淵支店杯パークゴルフ大会(剣淵支店、9月8日)
- 北星しんきん杯パークゴルフ大会(名寄市内、9月14日)
- 第2回北星しんきん中川支店杯パークゴルフ大会(中川支店、10月14日)



ゲートボール大会



パークゴルフ大会

ボランティア活動・地域活動

- 春の交通安全運動「剣淵町人波作戦」参加(剣淵支店、4月6日)
- 「全町一斉クリーン作戦」参加(剣淵支店、4月28日)
- 「信用金庫の日」清掃活動(全店、6月15日)
- 第26回サフォークランド士別ハーフマラソン大会の手伝い参加(全店、7月22日)
- 秋の交通安全運動「剣淵町人波作戦」への参加(剣淵支店、9月21日)
- 秋の交通安全運動「人の波・旗の波作戦」への参加(士別中央営業部、9月21日)
- 秋の交通安全運動「旗の波作戦」への参加(名寄市内、9月26日)
- 秋の交通安全運動「旗の波作戦」への参加(下川支店、9月28日)
- 新入学児童への交通安全用品の寄贈(8市町村、3月14日~)



秋の交通安全運動

地域とのふれあい

地域の皆様との心のふれあいを大切に、また、まちおこしに少しでも役立とうと、それぞれの店舗で四季を通じて行われるイベントへ積極的に参加しています。

- けんぶち桜まつり参加(剣淵支店、5月13日)
- 万里長城祭参加(下川支店、5月20日)
- 町民植樹祭参加(中川支店、5月27日)
- 第45回びふか夜市 日の出町商店街出店参加(美深支店、6月15日)
- 第51回記念町民大運動会参加(和寒支店、7月1日)
- 第46回びふか夜市 日の出町商店街出店参加(美深支店、7月6日)
- 第29回自治会対抗ソフトボール大会参加(美深支店、7月8日)
- ぽんぴら市参加(中川支店、7月20日)
- 第26回サフォークランド土別ハーフマラソン大会参加(全店、7月22日)
- 第28回びふかふるさと夏まつり あんどん行列参加(美深支店、7月24日)
- 第10回どんとこい!わっさむ夏まつり参加(和寒支店、7月29日)
- 中川まつり参加(中川支店、8月2~3日)
- 名寄神社例大祭「女神輿」参加(名寄市内、8月5日)
- 第17回けんぶち桜岡湖水まつり参加(剣淵支店、8月5日)
- 風舞あんどん参加(風連支店、8月13日)
- 美深ふるさと子供盆踊り 商工会青年部出店参加(美深支店、8月14日)
- 「第37回天塩川まつり」川舟みこし、千人踊り参加(土別市内、8月17日)
- 第9回しもかわうどんまつり参加(下川支店、8月25~26日)
- 絵本の里けんぶち夏まつり参加(剣淵支店、8月26日)
- 第57回町民大運動会参加(美深支店、8月26日)
- 下川バイオマスライブ2012 商工会青年部出店参加(下川支店、9月2日)
- 第17回全日本玉入れ選手権参加(和寒支店、9月2日)
- 旭川駅舎「駅マルシェ」運営協力参加(旭川市内、9月15~17日)
- 第30回秋味まつり参加(中川支店、9月30日)
- なかまち共和国ふれあい大交流会参加(剣淵支店、10月13日)
- 第45回昭和二世会歳末チャリティー参加(中川支店、12月1日)
- 第17回中川吹奏楽団定期演奏会参加(中川支店、12月8日)
- なよろ雪質日本一フェスティバル雪柱作成協力(名寄市内、1月27日~2月11日)
- 第32回町民ミニバレー大会参加(剣淵支店、1月27日)
- VIVAカップ第3回エアボード大会参加(剣淵支店、2月2日)
- 第14回国際雪ハネ選手権参加(土別市内、2月3日)
- 店舗周辺にアイスクャンدل設置点火(旭川北支店、2月6~8日)
- 店舗周辺にアイスクャンدل設置点火(永山支店、2月7~8日)
- 店舗周辺にアイスクャンدل設置点火(名寄市内、2月7~11日)
- 店舗周辺にアイスクャンدل設置点火(東光支店、2月8日)
- 店舗周辺にアイスクャンدل設置点火(美深支店、2月12~15日)
- 店舗周辺にアイスクャンدل設置点火、アイスクャンدلフェスティバル・パーク参加(下川支店、2月16~24日)
- 剣淵町スノーフェスタ参加(剣淵支店、2月17日)



女神輿



風舞あんどん



川舟みこし



千人踊り



アイスクャンدل設置点火

★ 文化的・社会的貢献活動について ★

北星しんきんでは、地域に根ざした金融機関として良質な金融サービスの提供とともに、地域の文化や発展にも貢献したいと考え、積極的に活動しております。

文化活動 レンガの家「きらり」

地域の芸術・文化発信の施設として多くの方々にご利用いただいています。平成24年度は次の催し物が行われました。

○北国風景画同好会「風花」 創立10年記念作品展	7月7日～7月15日	○切り絵 あじさい会展	9月1日～9月9日
○手描友禅同好会 ひまわり会展	7月31日～8月5日	○やまと鳳 創作和紙人形展	10月11日～10月16日
○第41回高等学校文化連盟 道北支部写真展・研究大会	8月29日～8月30日	○名寄手づくり絵本展	10月18日～10月21日



情報誌「Feel (フィール)」



平成3年創刊、年2回発行。地元の活動・ヒト・お店など、取材、執筆、編集をすべて女性職員が行っており、ユニークな誌面作りで好評を得ています。

北星しんきん地域企業景気動向調査



毎年1月と7月の年2回、道北地区(2市6町村)の事業所150社を対象に景気動向調査を行い「景況レポート」を発表しております。

★ 主要な事業と金融商品に係る勧誘方針 ★

北星しんきんの主要な事業

1. 預金及び定期積金の受入
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券・地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務を除く。）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構
年金積立金管理運用独立行政法人	日本銀行
独立行政法人勤労者退職金共済機構	一般社団法人しんきん保証基金
独立行政法人農林漁業信用基金	一般社団法人全国石油協会
公益財団法人不動産流通近代化センター	
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - ① 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - ② 銀行
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納、その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4.により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (3) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融商品は、複雑化かつ多様性を増してきています。また、お客様のご要望も決して一律ではありません。当金庫ではお客様の知りたいことを丁寧にかつ正確にお伝えし、お客様のライフサイクルに合った適切な情報提供を行います。

★ 預金業務・各種サービス業務のご案内 ★

預金業務

地域の皆様の生活設計や資産づくりのお手伝いをさせていただくため、いろいろな預金商品を取り揃え、つねに皆様に満足いただける預金商品やサービスの開発・提供に取り組んでいます。

種類	内容・特色
当座預金	会社・ご商売のお取引に、手形・小切手をご利用いただけます。
決済用預金	無利息型普通預金で決済用預金の3要件（無利息、要求払、決済サービスを提供できる）を満たす預金です。預金保険制度により全額保護されます。
普通預金	出し入れが自由にできます。給与・年金の受取り、公共料金等の自動支払など家計簿としてもご利用いただけます。
総合口座	「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」を一冊の通帳にまとめた家計簿がわりの預金です。いざというときにお預かりの定期性預金の90%以内最高1,000万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。
貯蓄預金	残高が増加することに金利が有利になる預金です。30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上の3段階の金利設定があります。
通知預金	まとまった資金の短期の運用にご利用いただけます。
納税準備預金	税金の納付資金にご利用いただけ、非課税の特典があります。納税時にお引出しができます。当庫では「納め太郎」の愛称でお取り扱い中です。
スーパー定期	お預け入れ金額1,000万円未満の自由金利型定期預金です。
大口定期預金	お預け入れ金額1,000万円以上のまとまったお金を運用する定期預金です。
積立定期預金	積立契約期間内で、自由にまたは一定の金額を積立する預金です。
定期積金	楽しみながら目標に向かって一定金額を積立てる預金です。1回の掛け金は1,000円以上で、期間は6ヵ月以上10年以内です。ご旅行、お子様の教育資金、住宅建設などプランに合わせて積立ができます。
財形年金預金	給与所得者の方の住宅資金や財産づくりのためお勤め先を通して毎月の給料やボーナスから天引きしてお積立します。550万円まで非課税の特典があります。
財形住宅預金	



各種サービス業務のご案内

●しんきん携帯電子マネーチャージサービス

お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」にその場でチャージ(入金)できるサービスです。おサイフケータイひとつですぐにチャージができるので、とても便利です。

●キャッシュサービス

ATMでスピーディな預金の受払いができます。全国の信金、提携金融機関、郵便局のATMでもご利用いただけます。

●しんきんATMゼロネットサービス

全国の信用金庫の自動機(CD・ATM)の利用手数料が下記時間帯無料。旅行・出張先で一層お得で便利になりました。

■ご利用時間 平日/8:45~18:00 土曜/9:00~14:00

●アンサーサービス

振込・取立・残高などのお取引内容を電話やFAXでお知らせします。

●自動振込サービス

毎月一定額を同一受取人宛、ご指定口座から自動的にお振込みします。就学中のお子様への仕送り等に大変便利です。

●デビットカードサービス

お手持ちのキャッシュカードでお買い物ができます。デビットマークのある全国のお店でご利用いただけます。多額の現金を用意する必要がなく安全かつ大変便利です。

●マルチペイメントネットワークサービス

税金の納付書や公共料金の請求書に「ペイジー」のマークがついていれば、パソコンや携帯電話を利用して簡単にお支払ができます。



●インターネット・バンキング

携帯電話や自宅・オフィスのパソコンを利用して当金庫のホームページ(<http://www.hokusei-shinkin.co.jp/>)にアクセスし、残高照会・振込・入出金明細照会などができます。当金庫に口座をお持ちの全てのお客様を対象とし、インターネットに接続できるパソコンや携帯電話があれば利用可能な「WEBバンキング」と法人・個人事業主のお客様を対象とし、パソコン操作による総合振込・給与振込・口座振替などにも対応した「WEB-FB」がございます。



●給与・年金の自動受取

毎月の給料やボーナス、2ヵ月ごとにお受取りになる年金がご指定の預金口座に直接入金されます。

●公共料金等の自動振替

電気・電話・ガス・水道・NHK・税金・保険料・新聞代金・授業料等をご指定の口座から自動的にお支払い致します。

●貸金庫

大切な財産をお預かりします。本店・土別中央営業部・土別北支店で取扱っています。

●夜間金庫

お店の売上金を閉店後や休日でも自由に預け入れができます。本店・美深支店で取扱っています。

★ 融資業務のご案内 ★

融資業務

地域の企業の資金需要や、地域の皆様の豊かな暮らしづくりのための資金需要など、幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えできるよう、いろいろな商品をご用意しています。

また、住宅ローン・カーライフプランなどの各種ローンのほか、各種融資制度や株式会社日本政策金融公庫などの代理貸付の窓口となっております。きめ細やかな対応をさせていただけるよう取り組んでいます。

種 類	内容・特色	ご融資額	期間
一般のご融資	割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越など事業のご発展のために一般のご融資をお役立てください。なお、各種政府系金融機関の公的資金も取扱っております。お気軽にお申しつけください。	—	—
カードローン 「あんしん」	ATMで、ご契約時に設定されたご利用限度額までご利用できます。ご利用限度額により毎月の返済金額は異なりますが、毎月7日の定額返済のほか、任意の日にも返済することができるたいへん便利なカードローンです。	100万円以内	3年以内
しんきんきゃつする カードローン	ATMで、保証会社の審査により設定されたご利用限度額までご利用できます。毎月7日の定額返済1万円のほか、任意の日にも返済でき大変便利なカードです。	50万円以内	5年以内
カーライフプラン	自動車の購入、車検、整備などにご利用いただけます。お取引に応じて優遇金利を採用しています。当金庫との取引を深めていただくほど有利となります。	500万円以内	8年以内
教育ローン	大学、短大、専修学校等に納入する入学金、授業料、施設費及び書籍代、下宿代、生活費などにご利用いただけます。据置期間は4年以内です。	300万円以内	10年以内
	大学、短大、専修学校等に納入する入学金、授業料、施設費等の学校納付金にご利用いただけます。据置期間は4年7カ月を限度とします。(教育ローン「まなび」一般社団法人しんきん保証基金付)	500万円以内	10年以内
住宅ローン	住宅の新築、増改築、宅地、中古住宅購入資金や住宅ローンの借換資金など住宅に関するあらゆる資金にお役立てください。返済年数は建物の構造等により異なります。	5,000万円以内	35年以内
借換・リフォーム 無担保住宅ローン	比較的小口の住宅ローン借換や増改築資金にご利用いただけます。担保設定が不要ですので登記費用がかからずたいへんお得です。	500万円以内	15年以内
ホームアシスタンスサービス 付帯リフォームローン	増改築・改修資金や住宅関連備品等の購入・工事費にご利用いただけます。ご自宅の鍵開け、水回りの緊急トラブルに24時間、365日、お電話一本で駆けつけるサービスがついております。	500万円以内 (300万円以内は7年以内)	10年以内
サポートローン	スピード審査でお手続は簡単、とっても便利な多目的ローンです。事業性資金、他の金融機関・信販・クレジット等の借換にもご利用いただけます。インターネットでもお申込できます。	10万円以上 300万円以内	6か月以上 7年以内
メールローン	郵便・FAXで簡単にローンの予約お申込みができます。お金の使いみちに応じて目的型とフリー型の2種類があります。	目的型 500万円以内	7年以内
		フリー型 300万円以内	7年以内
スーパーウェーブ (新型当座貸越)	貸越極度額を設定し、その極度額まで繰り返し融資をご利用いただけます。ご利用の都度お申込の手続をいただく必要がなくなり、大変好評をいただいております。契約の更新は1年毎となっています。契約額により、事業者の方は申告書の写し、給与所得者の方は源泉徴収票等の提出が必要となることがあります。200万円まではカードでご利用できるようになっております。	事業資金 3,000万円以内 生活資金 1,000万円以内	1年ごと 再審査 自動 更新
アパート マンションローン	賃貸マンションの新築・増改築、中古賃貸マンション、賃貸マンション建設用地購入資金や、他行の賃貸マンションローンの借換資金など幅広くご利用いただけます。	2億円以内	35年以内
だんしんローン	団体信用生命保険付きローンです。団体信用生命保険に加入できる方が対象となります。長期運転資金・設備資金・個人の健全な財産形成資金に対してご利用いただけます。	8,000万円以内	30年以内
ビジネス オートローン	オリエン트コーポレーションの保証を受けられる個人事業者及び法人がご利用できます。事業用の車両購入資金が対象となります。	1,000万円以内	5年以内
スタートビジネス ローン	新たな事業を開始、もしくは事業を開始してから3年以内の個人・法人の方に、運転資金・設備資金をご提供します。	300万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
制度融資	当金庫は、北海道、名寄市、士別市、旭川市、札幌市ほか各町村の制度融資を取扱っております。	—	—

※その他に、代理貸付・提携ローン等があります。 ※業務内容について詳しくは当金庫本支店窓口にお気軽にご相談ください。
※窓口備付けの「商品概要説明書」も併せてご覧ください。

[商品利用にあたっての留意点]

金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下したり、中途の解約により金利が変更になったり、手続の際に手数料がかかる商品があります。また、保証会社の保証によるご融資は、融資利息のほかに保証料を必要とする場合があります。

ご利用にあたりましては、当金庫の窓口や渉外係に、これらの商品に関する質問を何なりとお申し出ください。お客様にご納得いただけるまでご説明させていただきます。



★ 主な手数料一覧 ★

振込等為替関係手数料

(単位：円)

区分	項目	当金庫宛			他金庫	
		本店宛	支店宛	他銀行宛	本店宛	他銀行宛
振込手数料	一般振込	電信級	3万円以上	210	210	630
			会員	210	210	630
		会員以外	105	210	630	
		文書級	3万円以上	210	210	630
			会員	210	210	630
		会員以外	105	210	630	
	振込手数料	WEB-FB、WEB-バンク、FB	3万円以上	-	105	420
			会員	-	105	420
		会員以外	-	105	420	
		HB、テレホンバンク、モバイルバンク	3万円以上	-	105	420
			会員	-	105	420
		会員以外	-	105	420	
ATM級	キャッシュカード	3万円以上	-	105	472	
		会員	-	315	525	
	会員以外	-	315	525		
	現金	3万円以上	105	315	630	
		3万円未満	52	105	420	
	定期自動送金(事務取扱手数料として、別に1回につき52円がかかります)	3万円以上	-	210	630	
会員	-	420	735			
会員以外	-	210	525			
給与振込手数料	期限内振込	用紙・OCR	一般振込手数料と同じ手数料			
		WEB-FB	-	105	420	
	期限経過振込	WEB-FB	3万円以上	-	105	420
			3万円未満	-	105	420
		FB	3万円以上	-	105	420
			3万円未満	-	105	420
代金取立手数料	同地宛	個別取立	会員	-	420	
			会員以外	-	420	
	隔地宛 当金庫所在地	個別取立	会員	-	420	
			会員以外	-	420	
	集中取立	会員	-	420		
		会員以外	-	420		
隔地宛 当金庫地区外	個別取立	会員	-	840		
		会員以外	-	840		
集中取立	会員	-	630			
会員以外	-	630				
その他の手数料	送金・振込の粗戻手数料	送金・振込時と同じ手数料をいただきます。				
	振込訂正手数料	-	630	630		
	代金取立手形の粗戻手数料	-	630	630		
	不渡手形返却手数料	-	630	630		
代金取立手形の店頭示料(取立費用が630円を超える場合は実費)	-	630	630			

両替手数料

(単位：円)

項目	両替枚数	手数料
窓口扱	21枚~100枚	105
	101枚~1,000枚	315
	1,001枚~2,000枚	525
	2,001枚以上1,000枚ごとに追加	210
両替機扱	21枚~100枚	100
	101枚~1,000枚	200
	1,001枚以上	300
お届け扱		
基本料金	1回	1,050
紙幣	1種類	315
500円硬貨(1袋 1,000,000円)	1袋	525
100円硬貨(1袋 400,000円)	1袋	525
50円硬貨(1袋 200,000円)	1袋	315
10円硬貨(1袋 40,000円)	1袋	315
5円硬貨(1袋 20,000円)	1袋	210
1円硬貨(1袋 5,000円)	1袋	210

アンサー・EBサービス手数料

(単位：円)

項目	単位	手数料	
アンサー・サービス基本料	1契約・月額	1,050	
WEB-FB契約基本料	(一般)	1契約・月額	2,100
	(一般口座振替)	1契約・月額	-
	(都度振込専用)	1契約・月額	1,050
WEB/バンク契約基本料	1契約	-	
HB契約基本料	1契約・月額	1,050	
FB(含むアンサー・HB)契約基本料	1契約・月額	4,200	
モバイルバンク契約基本料	1口座・月額	-	
テレホンバンク契約基本料	1口座	-	
マルチペイメント契約基本料	1契約	-	

売上集金手数料

(単位：円)

項目	単位	手数料
集金	1回	1,260
集金に伴う両替	1回	1,890

通帳・証書・カード関係手数料

(単位：円)

項目	単位	手数料
通帳・証書再発行手数料	1枚・冊	1,050
カード再発行手数料	1枚	1,050

ATM利用手数料(お引き出し)

(単位：円)

利用時間帯	カードの種類			
	当金庫のカード	他信用金庫のカード	他金融機関のカード	ゆうちょ銀行のカード
平日	8:45~18:00	無料	無料	105
	18:00~19:00	無料	105	210
	9:00~14:00	無料	無料	105
土曜日	14:00~17:00	105	105	210
	17:00~19:00	105	210	ご利用不可
日曜・祝日	9:00~17:00	105	105	210
	17:00~19:00	105	210	ご利用不可

※12月31日の手数料は、曜日によって変わります。

※コーナー毎のご利用時間など詳しくは、当金庫ホームページまたは店頭掲示ポスターでご確認いただけます。

融資関係手数料

(単位：円)

項目	単位	手数料			
住宅ローン事務取扱手数料	1契約	31,500			
無担保型住宅ローン事務取扱手数料	1契約	21,000			
住宅ローン固定金利再選択手数料	1契約	5,250			
フラット35事務取扱手数料	1契約	47,250			
証書貸付 期限前弁済 済手数料	線上 完済	当初貸出日 起算	3年以下	1契約	3,150
		3年超5年以下	1契約	2,100	
		5年超7年以下	1契約	1,050	
		7年超	-	-	
証書貸付一部繰上返済及び条件変更手数料	1契約	5,250			
不動産担保 事務取扱 手数料	設定額	10百万円未満	1契約	10,500	
		10百万円以上20百万円未満	1契約	21,000	
		20百万円以上30百万円未満	1契約	31,500	
		30百万円以上50百万円未満	1契約	42,000	
		50百万円以上	1契約	52,500	
		担保に関する全ての変更(担保の変更追加、 極度減額、担保差替え、順位変更等)	1件	10,500	

手形・小切手関係

(単位：円)

項目	単位	手数料
当座小切手	1冊	630
約束手形	1冊	420
為替手形	1冊	525
割賦専用手形	1枚	525
割賦専用口座開設	1口座	5,250
一般当座預金開設	1口座	5,250
自己宛小切手	1枚	525
借入用約束手形(発行手数料)	1枚	210

※手数料には消費税を含んでおります。

※詳しくは当金庫ホームページ(<http://www.hokusei-shinkin.co.jp/>)・ポスターまたは店頭備え付けの商品概要説明書でご確認いただけます。

※ご不明な点がございましたら窓口又は渉外担当者までお問い合わせください。

★ バゼルⅡについて ★

自己資本比率規制（バゼルⅡ第3の柱）に基づく開示

自己資本比率規制～バゼルⅡとは

バゼルⅡとは、平成16（2004）年6月バゼル銀行監督委員会（日本、アメリカ、ドイツなどが参加）から公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。近年、金融技術や商品の高度化・多様化が進み、リスクもより複雑化していることから、金融機関はその規模・特性に応じたより精緻なリスク管理が必要となっております。バゼルⅡは金融機関が抱える様々なリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目的としております。平成19（2007）年3月期からすべての金融機関に適用されました。

バゼルⅡは次の「3つの柱」で構成されております。

第1の柱

「最低所要自己資本比率」

「第1の柱」では、最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が大きな特徴です。具体的には信用リスク（貸倒れのリスク）の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク（事務やシステム上の事故などにより金融機関が損失を被るリスク）の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

第2の柱

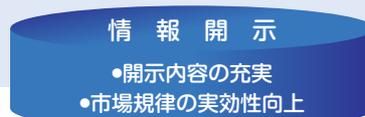
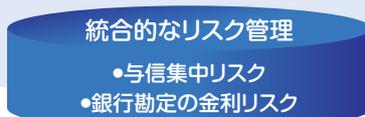
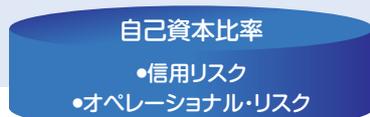
「金融機関の自己管理と監督上の検証」

「第2の柱」では、「第1の柱」の対象となっていないリスクのうち、金融機関の経営に重大な影響を及ぼすと考えられる「銀行勘定の金利リスク」や「与信集中リスク」を含め、金融機関自らがリスクを統一的かつ適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実が求められております。また、金融当局の検証・評価を受け、必要に応じて適切な監督上の措置を受けるというものです。

第3の柱

「市場規律」

「第3の柱」では、「第1の柱」と「第2の柱」の開示内容の充実を通じて、市場規律の実効性（監視機能）を高めることとされております。



定性開示項目

I. 単体開示事項

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する事項
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (9) 金利リスクに関する事項

II. 連結開示事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 自己資本調達手段の概要
- (3) 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (4) 信用リスクに関する事項
- (5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (8) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (10) 金利リスクに関する事項

定量開示項目

I. 単体開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ. オリジネーターの場合
 - ロ. 投資家の場合
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) 金利リスクに関する事項

II. 連結開示事項

- (1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
- (2) 自己資本の構成に関する事項
- (3) 自己資本の充実度に関する事項
- (4) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (5) 信用リスク削減手法に関する事項
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ. 連結グループがオリジネーターの場合
 - ロ. 連結グループが投資家の場合
- (8) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項

★ 当金庫の自己資本充実の状況等について ★

1. 自己資本に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客様による普通出資金にて調達しております。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、創立以来、地域のお客様による普通出資金の積み上げと、利益計上からの内部留保により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

また、当金庫は健全性を確保することを目的とした「自己資本管理規程」を制定し、統合的リスク管理態勢からリスク限度枠と自己資本充実度を対比した評価方法をとっております。

平成19年3月末より新しい自己資本比率規制が施行されておりますが、当金庫の自己資本比率は、早期是正措置の対象となる国内基準の4%を大きく超えており、適正な水準であると考えております。

なお、自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額に関しましては、対象となる会社はありません。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	748	750
利 益 準 備 金	748	750
特 別 積 立 金	12,099	12,699
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	104	61
処 分 未 済 持 分	△ -	△ -
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	-	-
基本的項目 (A)	13,700	14,261
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	-	-
一 般 貸 倒 引 当 金	98	98
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-	-
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△ -	△ -
補完的項目 (B)	98	98
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	13,799	14,359
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,809	2,929
負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の	600	600
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,680	1,800
控 除 項 目 不 算 入 額	△ 1,809	△ 1,929
控除項目計 (D)	1,000	1,000
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	12,799	13,359
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	80,666	82,960
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	239	424
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,908	6,838
リスク・アセット等計 (F)	87,814	90,223
単体Tier1比率 (A / F)	15.60%	15.80%
単体自己資本比率 (E / F)	14.57%	14.80%

(注) 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	単 体				連 結			
	リスク・アセット		所要自己資本額		リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	80,905	83,385	3,236	3,335	80,910	83,400	3,236	3,336
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	80,528	83,229	3,221	3,329	80,532	83,245	3,221	3,329
現 金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	204	207	8	8	204	207	8	8
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	18	7	0	0	18	7	0	0
我が国の政府関係機関向け	1,035	1,331	41	53	1,035	1,331	41	53
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,368	30,033	1,254	1,201	31,368	30,033	1,254	1,201
法人等向け	16,043	17,357	641	694	16,043	17,357	641	694
中小企業等向け及び個人向け	14,341	14,928	573	597	14,341	14,928	573	597
抵当権付住宅ローン	3,987	3,984	159	159	3,987	3,984	159	159
不動産取得等事業向け	3,212	3,627	128	145	3,212	3,627	128	145
三月以上延滞等	960	539	38	21	960	539	38	21
取立未済手形	6	7	0	0	6	7	0	0
信用保証協会等による保証付	718	674	28	26	718	674	28	26
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出 資 等	1,159	1,919	46	76	1,149	1,909	45	76
上記以外	7,471	8,608	298	344	7,486	8,634	299	345
②証券化エクスポージャー	377	155	15	6	377	155	15	6
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	377	155	15	6	377	155	15	6
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	6,908	6,838	276	273	6,908	6,838	276	273
ハ.総所要自己資本額（イ+ロ）	87,814	90,223	3,512	3,608	87,818	90,238	3,512	3,609

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2.信用リスクに関する項目(証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫は、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識した上で、与信業務の基本的な理念や手続を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しており、また、「信用リスク管理規程」に基づき(1)法人・個人別与信状況(2)金額階層別与信状況(3)大口与信先状況(4)業種別貸出残高及び資金使途別貸出状況(5)格付別保有有価証券の状況等を定量的に分析し、信用リスク管理に役立てております。

以上、一連の信用リスクの管理状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等の経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定事務取扱要領」及び「資産査定管理規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。
・R&I社 ・JCR社 ・Moody's(ムーディーズ)社 ・S&P(スタンダードアンドプアーズ)社

(3) エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(4) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別【単体】

(単位：百万円)

平成23年度							平成24年度						
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	期末残高	信用リスク エクスポージャー オフバランス取引	債 券	取引 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポージャー	地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	期末残高	信用リスク エクスポージャー オフバランス取引	債 券	取引 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポージャー
国	内	214,073	83,049	82,113	—	1,093	国	内	225,891	82,571	89,205	—	993
国	外	30,893	—	30,893	—	—	国	外	26,852	—	26,852	—	—
地域別合計		244,966	83,049	113,006	—	1,093	地域別合計		252,744	82,571	116,058	—	993
製造業		3,505	2,802	703	—	77	製造業		4,689	2,675	2,014	—	69
農業、林業		1,145	1,145	—	—	—	農業、林業		839	839	—	—	0
漁業		—	—	—	—	—	漁業		—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		105	105	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業		158	158	—	—	—
建設業		5,459	5,459	—	—	34	建設業		5,149	5,149	—	—	152
電気、ガス、熱供給、水道業		2,639	—	2,639	—	—	電気、ガス、熱供給、水道業		2,335	—	2,335	—	—
情報通信業		34	34	—	—	—	情報通信業		35	35	—	—	—
運輸業、郵便業		4,753	1,247	3,505	—	—	運輸業、郵便業		3,386	1,110	2,275	—	—
卸売業、小売業		6,735	5,423	1,311	—	17	卸売業、小売業		6,799	5,186	1,612	—	60
金融業、保険業		111,879	3,259	68,666	—	336	金融業、保険業		117,736	3,316	69,889	—	273
不動産業		15,653	15,251	401	—	263	不動産業		17,985	17,283	701	—	187
物品賃貸業		148	148	—	—	—	物品賃貸業		119	119	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業		466	466	—	—	19	学術研究、専門技術サービス業		419	419	—	—	0
宿泊業		1,029	1,029	—	—	—	宿泊業		920	920	—	—	—
飲食業		1,123	1,123	—	—	36	飲食業		952	952	—	—	30
生活関連サービス業、娯楽業		1,060	1,060	—	—	200	生活関連サービス業、娯楽業		859	859	—	—	157
教育、学習支援業		120	120	—	—	—	教育、学習支援業		65	65	—	—	—
医療、福祉		5,225	5,225	—	—	12	医療、福祉		4,717	4,717	—	—	10
その他のサービス		1,746	1,746	—	—	—	その他のサービス		2,145	2,145	—	—	—
国・地方公共団体等		52,912	17,335	35,577	—	—	国・地方公共団体等		53,353	16,325	37,028	—	—
個人		20,061	20,061	—	—	94	個人		20,084	20,084	—	—	51
その他		9,158	—	200	—	—	その他		9,991	206	200	—	—
業種別合計		244,966	83,049	113,006	—	1,093	業種別合計		252,744	82,571	116,058	—	993
1年以下		40,883	12,667	9,338	—	—	1年以下		42,896	13,019	6,327	—	—
1年超3年以下		32,978	5,429	17,527	—	—	1年超3年以下		31,526	4,153	18,881	—	—
3年超5年以下		26,500	6,488	15,950	—	—	3年超5年以下		26,525	6,597	16,702	—	—
5年超7年以下		16,629	8,011	8,617	—	—	5年超7年以下		22,474	8,399	13,085	—	—
7年超10年以下		36,879	14,961	21,008	—	—	7年超10年以下		32,255	13,459	18,131	—	—
10年超		67,085	34,798	32,186	—	—	10年超		71,429	36,257	35,172	—	—
期間の定めのないもの		24,009	692	8,377	—	—	期間の定めのないもの		25,636	683	7,757	—	—
残存期間別合計		244,966	83,049	113,006	—	—	残存期間別合計		252,744	82,571	116,058	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「信用リスクエクスポージャー期末残高」は、「三月以上延滞エクスポージャー」を含みます。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

地域別、業種別及び残存期間別【連結】

(単位：百万円)

平成23年度							平成24年度								
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	期末残高	信用リスク エクスポージャー	貸出金(クレジット)及びその他の デリバティブ取引 オフ・バランス取引	債 券	取引 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポージャー	地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	期末残高	信用リスク エクスポージャー	貸出金(クレジット)及びその他の デリバティブ取引 オフ・バランス取引	債 券	取引 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポージャー
国 内		214,078		83,050	82,113	-	1,093	国 内		225,891		82,571	89,205	-	993
国 外		30,893		-	30,893	-	-	国 外		26,852		-	26,852	-	-
地域別合計		244,971		83,050	113,006	-	1,093	地域別合計		252,744		82,571	116,058	-	993
製造業		3,505		2,802	703	-	77	製造業		4,689		2,675	2,014	-	69
農業、林業		1,145		1,145	-	-	-	農業、林業		839		839	-	-	0
漁業		-		-	-	-	-	漁業		-		-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		105		105	-	-	-	鉱業、採石業、砂利採取業		158		158	-	-	-
建設業		5,459		5,459	-	-	34	建設業		5,149		5,149	-	-	152
電気・ガス・熱供給・水道業		2,639		-	2,639	-	-	電気・ガス・熱供給・水道業		2,335		-	2,335	-	-
情報通信業		34		34	-	-	-	情報通信業		35		35	-	-	-
運輸業、郵便業		4,753		1,247	3,505	-	-	運輸業、郵便業		3,386		1,110	2,275	-	-
卸売業、小売業		6,735		5,423	1,311	-	17	卸売業、小売業		6,799		5,186	1,612	-	60
金融業、保険業		111,879		3,259	68,666	-	336	金融業、保険業		117,736		3,316	69,889	-	273
不動産業		15,653		15,251	401	-	263	不動産業		17,985		17,283	701	-	187
物品賃貸業		148		148	-	-	-	物品賃貸業		119		119	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		466		466	-	-	19	学術研究、専門・技術サービス業		419		419	-	-	0
宿泊業		1,029		1,029	-	-	-	宿泊業		920		920	-	-	-
飲食業		1,123		1,123	-	-	36	飲食業		952		952	-	-	30
生活関連サービス業、娯楽業		1,060		1,060	-	-	200	生活関連サービス業、娯楽業		859		859	-	-	157
教育、学習支援業		120		120	-	-	-	教育、学習支援業		65		65	-	-	-
医療、福祉		5,225		5,225	-	-	12	医療、福祉		4,717		4,717	-	-	10
その他のサービス		1,746		1,746	-	-	-	その他のサービス		2,145		2,145	-	-	-
国・地方公共団体等		52,912		17,335	35,577	-	-	国・地方公共団体等		53,353		16,325	37,028	-	-
個人		20,061		20,061	-	-	94	個人		20,084		20,084	-	-	51
その他		9,162		1	200	-	-	その他		9,991		206	200	-	-
業種別合計		244,971		83,050	113,006	-	1,093	業種別合計		252,744		82,571	116,058	-	993
1年以下		40,883		12,667	9,338	-	-	1年以下		42,896		13,019	6,327	-	-
1年超3年以下		32,978		5,429	17,527	-	-	1年超3年以下		31,526		4,153	18,881	-	-
3年超5年以下		26,500		6,488	15,950	-	-	3年超5年以下		26,525		6,597	16,702	-	-
5年超7年以下		16,629		8,011	8,617	-	-	5年超7年以下		22,474		8,399	13,085	-	-
7年超10年以下		36,879		14,961	21,008	-	-	7年超10年以下		32,255		13,459	18,131	-	-
10年超		67,085		34,799	32,186	-	-	10年超		71,429		36,257	35,172	-	-
期間の定めのないもの		24,014		692	8,377	-	-	期間の定めのないもの		25,636		683	7,757	-	-
残存期間別合計		244,971		83,050	113,006	-	-	残存期間別合計		252,744		82,571	116,058	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「信用リスクエクスポージャー期末残高」は、「三月以上延滞エクスポージャー」を含みます。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

科 目	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成23年度	125	98	-	125
	平成24年度	98	98	-	98
個 別 貸 倒 引 当 金	平成23年度	724	728	48	676
	平成24年度	728	869	7	720
合 計	平成23年度	850	826	48	802
	平成24年度	826	967	7	819

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	平成23年度						平成24年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
製 造 業	76	83	-	76	83	-	製 造 業	83	147	-	83	147	-
農 業、林 業	89	95	-	89	95	-	農 業、林 業	95	37	-	95	37	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	231	214	20	210	214	-	建 設 業	214	282	-	214	282	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	69	78	4	64	78	-	卸売業、小売業	78	96	-	78	96	-
金融業、保険業	57	64	-	57	64	-	金融業、保険業	64	133	-	64	133	-
不 動 産 業	96	90	-	96	90	10	不 動 産 業	90	76	-	90	76	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	13	10	-	13	10	-	学術研究・専門・技術サービス業	10	4	-	10	4	-
宿 泊 業	-	7	-	-	7	-	宿 泊 業	7	6	-	7	6	-
飲 食 業	24	25	-	24	25	-	飲 食 業	25	25	-	25	25	-
生活関連サービス業、娯楽業	5	10	-	5	10	35	生活関連サービス業、娯楽業	10	8	-	10	8	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	10	8	-	10	8	-	医療、福祉	8	6	-	8	6	-
その他のサービス	1	-	-	1	-	-	その他のサービス	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個 人	46	40	22	24	40	-	個 人	40	44	7	33	44	0
合 計	724	728	48	676	728	46	合 計	728	869	7	720	869	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額							
	単 体				連 結			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	69,672	-	71,826	-	69,672	-	71,826
10%	-	17,728	-	19,939	-	17,728	-	19,939
20%	3,312	69,390	2,721	71,724	3,312	69,390	2,721	71,724
35%	-	11,643	-	11,665	-	11,643	-	11,665
50%	9,222	77	7,121	215	9,222	77	7,121	215
70%	100	-	100	-	100	-	100	-
75%	-	19,470	-	20,444	-	19,470	-	20,444
100%	298	42,556	501	45,381	298	42,560	501	45,397
150%	-	495	-	87	-	495	-	87
自己資本控除	-	1,000	-	1,000	-	1,000	-	1,000
合 計	244,966		252,728		244,971		252,744	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。
・S&P (スタンダードアンドプアーズ) 社 ・Moody's (ムーディーズ) 社 ・R&I社 ・JCR社

(5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、信用保証協会等の保証が該当します。当金庫は融資の取扱いに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から判断を行っており、担保、保証についてはあくまでも補完的な位置付けと認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合は、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫の定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6) 信用リスク削減手法に関する事項

【適格金融資産担保、保証により信用リスク削減効果が勘案された部分のそれぞれのエクスポージャー】

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,358	1,345	11,378	10,253	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(7) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク管理に関する事項

当金庫では、派生商品取引に対する取扱規程等は定めておらず、現在は取扱いの対象としておりませんが、資金運用の一環として、オプション・スワップなど派生商品取引を内包した債券等を一部保有しております。この債券等は、そのリスクが主に受取利息配当金に限定され元本に及ばないこと、発行体の信用力が高いこと、さらに当金庫の体力(自己資本)に見合った投資限度を定め、価格変動リスクを限定的としていることから、単体・連結共に債券等自体のリスク管理以外に特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引については単体・連結共に該当はありません。

3.証券化エクスポージャーに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化取引の役割として、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などを把握するとともに、必要に応じて常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、オリジネーター業務については、当金庫は行っておりません。

(2) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格機関は以下の4社を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格機関の使い分けは行っておりません。

- ・R&I社
- ・JCR社
- ・Moody's (ムーディーズ) 社
- ・S&P (スタンダードアンドプアーズ) 社

(5) 信用金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する項目

該当ありません。

(6) 信用金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する項目

イ.保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳 (単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
証券化エクスポージャーの額	1,436	326
(i) カードローン	—	—
(ii) 住宅ローン	35	26
(iii) 自動車ローン	—	—
(iv) その他	1,400	300

ロ.保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
20%	1,136	26	9	0
50%	300	300	6	6
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. (i)~(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別内訳

ハ.証券化エクスポージャーに関する経過措置適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

4.オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること。もしくは機能しないこと。また、外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスクのことです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織体制、管理体制を整備し、自己管理型のリスク管理を行うことを目的とした分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

オペレーショナル・リスクについて当金庫は事務リスク、システムリスク、その他のリスクに大きく分けております。

事務リスク管理については本部・営業店が一体となり、「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務指導や本部研修体制、営業店勉強会の強化、牽制機能として事務検証に取り組み、事務レベルの向上に努めております。

システムリスク管理については「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクを明確にして定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理体制の強化に努めております。

その他のリスク管理については、苦情相談窓口を設置による適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには取扱商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点から重要視した管理態勢に努めております。

また、オペレーショナル・リスクに関しましてリスク管理主部署、担当部署を設置し、協議、検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスクについて、当金庫は基礎的手法を採用しています。

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

オペレーショナル・リスク所要自己資本額=オペレーショナル・リスク相当額×4%

(単位:百万円)

	オペレーショナル・リスク相当額	オペレーショナル・リスク所要自己資本額
平成23年度	6,908	276
平成24年度	6,838	273

5.出資等エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び当金庫の「統合的リスク管理規程」における「価格変動リスク」量を計量化することにより把握しております。また当金庫の抱える市場リスクの状況を常務会に報告するとともに定期的にALM委員会に報告し検討しております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的な査定を実施するとともに、その状況は経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(2) 貸借対照表計上額及び時価

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等【単体】

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	277	277	756	756
非 上 場 株 式 等	914	914	781	781
合 計	1,191	1,191	1,538	1,538

※投資信託、その他の証券等の裏付け資産のエクスポージャーは、一括して上場株式等を含めております。

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等【連結】

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	277	277	756	756
非 上 場 株 式 等	904	904	771	771
合 計	1,181	1,181	1,528	1,528

※投資信託、その他の証券等の裏付け資産のエクスポージャーは、一括して上場株式等を含めております。

(3) 出資・株式等の売却及び償却に伴う損益の額

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
売 却 額	249	239
売 却 益	40	14
売 却 損	38	2
償 却	—	—

※損益計算書における損益の額を記載しております。

(4) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
評 価 損 益	△18	56

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

6.金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価計測を行うとともに、適宜、対応を講じる態勢としております。

主な評価・計測方法としては一定の金利ショックを想定した場合の貸出金、有価証券をはじめとした銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や自己資本比率への影響度を計測し、自己資本管理態勢に対する評価を行い、ALM委員会において協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産、負債の最適化及び自己資本の充実度を考慮したリスクコントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法	資産及び負債について「金利ラダー方式」を採用し、それぞれの1bp変動時の経済価値変動額を求め、その数値に金利ショック幅をかける手法をとっております。	金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
コア預金	対象:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等) 算定方法:①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上の3つのうち最小の額を上限として算出 満期:5年以内(平均2.5年)	金利ショック幅	99%タイル値
		リスク計測の頻度	四半期毎(3、6、9、12月末)

(3) 内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値(現在価値)の増減額

(単位:百万円)

区分	運用勘定		区分	調達勘定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	平成23年度	平成24年度		平成23年度	平成24年度
貸出金	508	305	定期性預金	673	261
有価証券等	1,677	1,002	要求性預金	229	82
預け金	130	45	その他	—	—
その他	7	3	調達勘定計	903	343
運用勘定計	2,324	1,357			

銀行勘定の金利リスク	1,421	1,013
------------	-------	-------

(注) 1.銀行勘定における金利リスクは、当金庫が保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では金利ショックをパーセンタイル値(計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値、99%タイル値は99%目の値。)として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間当金庫に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の要求払預金の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
3.銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定のリスク量を相殺して算定します。銀行勘定の金利リスク(1,013百万円) = 運用勘定の金利リスク量(1,357百万円) + 調達勘定の金利リスク量(△343百万円)

7.連結における事業年度の開示事項

(1) 連結の範囲に関する事項

イ.連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

ロ.連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数:1社:名信ビジネスサービス株式会社

主な業務の内容:北星信用金庫の各金融付帯サービス業務

ハ.金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容……………該当ありません。

ニ.控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容……………該当ありません。

ホ.連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容……………該当ありません。

ヘ.連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要……………制限等はありません。

(2) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客様による出資金にて調達しております。

なお、連結子会社は当金庫が株式を100%保有しており、今後も必要に応じ当金庫が増資を行ってまいります。

※子会社の売上・資産等の規模は、当金庫に比べ極小であり、自己資本の充実の状況等についても当金庫とほぼ一致しています。よって、「連結における事業年度の開示事項」にかかる以下の開示項目については、記載を省略しますので「単体における事業年度の開示事項」を参照ください。

・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 ・信用リスクに関する項目 ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 ・オペレーショナル・リスクに関する項目 ・証券化エクスポージャーに関する事項 ・銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 ・銀行勘定における金利リスクに関する事項 ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

目次

財務諸表		有価証券に関する指標	
貸借対照表	36	有価証券の残存期間別残高	45
損益計算書	37	有価証券の残高と構成比	45
剰余金処分計算書	37	有価証券の平均残高と構成比	45
財務諸表の注記事項	38	預証率	45
会計監査人による監査報告	39	有価証券の時価及び評価損益	
経営者の確認書	39	売買目的有価証券	46
不良債権の状況		満期保有目的の有価証券	46
リスク管理債権の状況	40	その他有価証券	46
金融再生法開示債権の状況	40	子会社株式	46
主要な業務の状況を示す指標		時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	46
業務粗利益	41	金銭の信託	
利鞘	41	運用目的の金銭の信託	47
受取利息及び支払利息の増減	41	満期保有目的の金銭の信託	47
利益率の推移	41	その他の金銭の信託	47
その他業務利益の内訳	41	信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り	41	その他の指標	
預金に関する指標		代理貸付残高の内訳	47
預金積金及び譲渡性預金残高・平均残高	42	店舗当たり預金残高・平残、1人当たり預金残高・平残	47
定期預金残高	42	金庫と子会社	
預金科目別残高と構成比	42	48	
預金者別預金残高と構成比	42		
貸出金等に関する指標			
貸出金残高・平均残高	43		
貸出金業種別内訳	43		
貸出金使途別内訳	43		
貸出金担保別内訳	44		
債務保証見返担保別内訳	44		
預貸率の推移	44		
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	44		
消費者ローン・住宅ローン残高	44		
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44		
貸出金償却の額	44		

★ 資料編 ★

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第61期 (平成24年3月末)	第62期 (平成25年3月末)
(資産の部)		
現 金	2,954	2,623
預 け 金	39,864	44,448
買 入 金 銭 債 権	1,235	126
金 銭 の 信 託	300	300
有 価 証 券	114,714	120,268
国 債	6,622	5,915
地 方 債	24,235	27,865
社 債	52,342	57,610
株 式	84	101
そ の 他 の 証 券	31,429	28,775
貸 出 金	82,653	81,987
割 引 手 形	1,138	961
手 形 貸 付	6,626	6,057
証 書 貸 付	69,822	70,489
当 座 貸 越	5,065	4,479
そ の 他 資 産	1,495	1,762
未 決 済 為 替 貸	33	38
信 金 中 金 出 資 金	734	734
前 払 費 用	0	49
未 収 収 益	540	609
そ の 他 の 資 産	186	329
有 形 固 定 資 産	4,075	3,895
建 物	2,917	2,819
土 地	807	782
リ ー ス 資 産	112	84
建 設 仮 勘 定	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	237	207
無 形 固 定 資 産	22	24
ソ フ ト ウ ェ ア	13	15
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8	8
繰 延 税 金 資 産	251	-
債 務 保 証 見 返	446	406
貸 倒 引 当 金	△826	△967
(うち個別貸倒引当金)	(△728)	(△869)
資 産 の 部 合 計	247,187	254,874

(単位：百万円)

科 目	第61期 (平成24年3月末)	第62期 (平成25年3月末)
(負債の部)		
預 金 積 金	231,339	236,571
当 座 預 金	3,532	3,481
普 通 預 金	68,542	72,489
貯 蓄 預 金	194	183
通 知 預 金	650	310
定 期 預 金	150,577	151,731
定 期 積 金	7,024	7,362
そ の 他 の 預 金	817	1,013
そ の 他 負 債	1,011	918
未 決 済 為 替 借	61	79
未 払 費 用	505	441
給 付 補 填 備 金	22	17
未 払 法 人 税 等	202	162
前 受 収 益	61	56
払 戻 未 済 金	0	0
リ ー ス 債 務	112	84
資 産 除 去 債 務	8	32
そ の 他 の 負 債	37	43
賞 与 引 当 金	90	88
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	140	50
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	10	13
偶 発 損 失 引 当 金	68	67
繰 延 税 金 負 債	-	508
債 務 保 証	446	406
負 債 の 部 合 計	233,107	238,625
(純資産の部)		
出 資 金	748	750
普 通 出 資 金	748	750
利 益 剰 余 金	12,982	13,540
利 益 準 備 金	748	748
そ の 他 利 益 剰 余 金	12,233	12,791
特 別 積 立 金	11,799	12,099
(うち経営安定強化積立金)	(1,100)	(1,200)
当 期 未 処 分 剰 余 金	434	692
会 員 勘 定 合 計	13,730	14,290
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	349	1,958
純 資 産 の 部 合 計	14,079	16,248
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	247,187	254,874

★ 資料編 ★

損益計算書

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	第61期		第62期	
	(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
経 常 収 益	4,116,634	4,168,821		
資 金 運 用 収 益	3,680,139	3,669,458		
貸 出 金 利 息	1,762,486	1,649,752		
預 け 金 利 息	241,280	208,082		
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,645,787	1,780,181		
そ の 他 の 受 入 利 息	30,584	31,442		
役 務 取 引 等 収 益	256,528	250,844		
受 入 為 替 手 数 料	125,423	131,655		
そ の 他 の 役 務 収 益	131,105	119,189		
そ の 他 業 務 収 益	90,256	172,075		
国 債 等 債 券 売 却 益	23,638	25,230		
国 債 等 債 券 償 還 益	26,250	105,000		
そ の 他 の 業 務 収 益	40,368	41,844		
そ の 他 経 常 収 益	89,709	76,443		
償 却 債 権 取 立 益	14,372	48,921		
株 式 等 売 却 益	40,251	14,178		
金 銭 の 信 託 運 用 益	2,807	2,807		
そ の 他 の 経 常 収 益	32,277	10,534		
経 常 費 用	3,466,446	3,227,989		
資 金 調 達 費 用	347,679	298,177		
預 金 利 息	333,155	287,863		
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	14,524	10,275		
借 用 金 利 息	—	38		
役 務 取 引 等 費 用	144,527	139,458		
支 払 為 替 手 数 料	47,972	47,740		
そ の 他 の 役 務 費 用	96,554	91,718		
そ の 他 業 務 費 用	41,996	9,603		
国 債 等 債 券 売 却 損	9,150	0		
国 債 等 債 券 償 還 損	32,536	9,190		
そ の 他 の 業 務 費 用	310	413		

科 目	第61期		第62期	
	(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
経 常 費	2,817,450	2,579,551		
人 件 費	1,456,057	1,305,869		
物 件 費	1,317,256	1,231,302		
税 金	44,137	42,379		
そ の 他 経 常 費 用	114,790	201,198		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	24,346	148,603		
貸 出 金 償 却	46,439	9		
株 式 等 売 却 損	6,280	1,844		
株 式 等 償 却	—	—		
そ の 他 資 産 償 却	—	7,073		
そ の 他 の 経 常 費 用	37,724	43,667		
経 常 利 益	650,188	940,832		
特 別 利 益	—	—		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—		
償 却 債 権 取 立 益	—	—		
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—		
特 別 損 失	68,284	60,178		
固 定 資 産 処 分 損	33,485	40,924		
そ の 他 の 特 別 損 失	34,799	19,253		
税 引 前 当 期 純 利 益	581,903	880,653		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	202,523	157,442		
過 年 度 法 人 税 等	—	—		
法 人 税 等 調 整 額	25,424	134,594		
法 人 税 等 合 計	227,948	292,037		
当 期 純 利 益	353,955	588,616		
前 期 繰 越 金	80,346	104,373		
当 期 未 処 分 剰 余 金	434,301	692,989		

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第61期	第62期
当 期 未 処 分 剰 余 金	434,301,824	692,989,331
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	329,928,579	631,462,241
利 益 準 備 金	—	1,495,000
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年4%) 29,928,579	(年4%) 29,967,241
特 別 積 立 金	300,000,000	600,000,000
(うち 経 営 安 定 強 化 積 立 金)	(100,000,000)	(300,000,000)
繰 越 金	104,373,245	61,527,090

★ 資料編 ★

財務諸表の注記事項

《貸借対照表》

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価法)を主として移動平均法により算定し、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年～49年
動産 2年～15年
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当金庫は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これにより、従来の方針に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1百万円増加しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年～7年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した経営管理部が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保・保証額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は131百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事務所給付部分)とで構成されております)
なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
〈総合設立型厚生年金基金〉
①制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)
年金資産の額 1,386,363百万円
年金財政計算上の数理債務の額 1,645,902百万円
差引額 △259,538百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成24年3月分) 0.1732%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高240,975百万円及び繰越不足金18,562百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金34百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
〈連合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)〉
①第1給付部分の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)
年金資産の額 14,419千円
年金財政計算上の数理債務の額 18,987千円
差引額 △4,567千円
②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成24年3月分) 3.1848%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高4,712千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金9千円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 515百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円

- 子会社等に対する金銭債務総額 17百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,870百万円
- 有形固定資産の圧縮記憶額 17百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は360百万円、延滞債権額は4,064百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の取立が滞り相同期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立が滞り又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は63百万円であり、
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は149百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金庫の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,638百万円であり、
なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は961百万円であり、
24.担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金 6百万円
定期預金 6百万円
有価証券 201百万円
担保資産に対応する債務
預金 208百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金5,000百万円、借入金の担保として預け金3,000百万円を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額 1,082円92銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、残高が少なく全体に与える影響は僅かとなっております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、クレジットポリシー及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題発生への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に貸出審査会を開催し審査を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等を明記しており、常務会において状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経理証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。
(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、常務会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。
経理証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
保有株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などをモニタリングいたします。
これらの情報は、経理証券部より常務会へ定期的に報告されております。
(iii) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、および「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利債と変動金利債に分けて)それぞれ金利期間に応じて適切な期間に外高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価は、5,803百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく負債のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおり

★ 資料編 ★

りであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	44,448	44,947	499
(2) 有価証券	120,196	120,559	362
満期保有目的の債券	29,608	29,971	362
その他有価証券	90,587	90,587	-
(3) 貸出金 (*2)	81,987		
貸倒引当金	△967		
	81,019	82,728	1,708
金融資産計	245,665	248,235	2,570
(1) 預金積金 (*1)	236,571	237,099	527
金融負債計	236,571	237,099	527

(*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR・SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR・SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR・SWAP)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	51
組合出資金(*2)	10
合 計	71

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
時価が			
貸借対照表	地方債 8,732	9,236	504
計上額を	短期社債 -	-	-
超えるもの	社 債 6,731	7,054	323
	そ の 他 3,938	4,065	126
	小計 19,402	20,356	954
時価が	国 債 -	-	-
貸借対照表	地方債 -	-	-
計上額を	短期社債 -	-	-
超えないもの	社 債 2,000	1,942	△57
	そ の 他 8,206	7,671	△534
	小計 10,206	9,614	△591
合計	29,608	29,971	362

その他有価証券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	39	34	5
債券	72,426	70,019	2,406
貸借対照表	国債 5,915	5,622	292
計上額が	地方債 19,132	18,172	960
取得原価を	短期社債 -	-	-
超えるもの	社債 47,377	46,224	1,152
	その他 11,276	10,519	757
	小計 83,742	80,573	3,168

	株式	-	-
貸借対照表	債券 1,501	1,505	△3
計上額が	国債 -	-	-
取得原価を	地方債 -	-	-
超えないもの	短期社債 -	-	-
	社債 1,501	1,505	△3
	その他 5,343	5,789	△445
	小計 6,845	7,294	△449
合計	90,587	87,868	2,719

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
債券	2,010	25	-
国債	1,300	7	-
社債	710	17	-
その他	216	13	1
合 計	2,226	39	1

30. 満期保有目的の金銭の信託 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	300	300	-	-	-

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,179百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが9,190百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	215百万円
貸倒引当金	25百万円
賞与引当金	12百万円
役員退職慰労引当金	25百万円
減価償却超過額	76百万円
その他	355百万円
繰延税金資産小計	34百万円
評価性引当額	321百万円
繰延税金資産合計	60百万円
繰延税金負債	769百万円
退職給付引当金(前払年金費用)	829百万円
その他	508百万円
繰延税金負債合計	
繰延税金負債の純額	

《損益計算書》

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 2,532千円
- 子会社との取引による費用総額 122,068千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 39円22銭

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条2の規定に基づき監査法人夏目事務所の監査を受けております。

経営者による財務諸表の適正性等の確認書

財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性確認書

平成24年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成25年6月5日

北星信用金庫

理事長 岡本 守 

★ 資料編 ★

不良債権の状況

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A	
破 綻 先 債 権	平成23年度	246	186	59	100.00
	平成24年度	360	170	190	100.00
延 滞 債 権	平成23年度	4,752	3,886	658	95.63
	平成24年度	4,064	3,236	669	96.11
3 ヲ月以上延滞債権	平成23年度	141	130	5	96.31
	平成24年度	63	55	4	95.34
貸出条件緩和債権	平成23年度	163	107	6	69.73
	平成24年度	149	91	10	68.44
合 計	平成23年度	5,303	4,310	730	95.05
	平成24年度	4,638	3,554	875	95.51

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることや、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。

8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b) / (a)	引当率 (%) (d) / (a-c)	
金融再生法上の 不良債権	平成23年度	5,330	5,064	4,324	740	95.00	73.54
	平成24年度	4,659	4,447	3,563	884	95.45	80.69
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成23年度	1,284	1,284	1,050	234	100.00	100.00
	平成24年度	1,270	1,270	777	492	100.00	100.00
危険債権	平成23年度	3,741	3,529	3,036	493	94.34	69.99
	平成24年度	3,176	3,015	2,638	376	94.91	69.99
要管理債権	平成23年度	304	250	237	12	82.07	18.31
	平成24年度	213	162	147	15	76.43	23.05
正常債権	平成23年度	77,895					
	平成24年度	77,850					
合 計	平成23年度	83,225					
	平成24年度	82,510					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

★ 資料編 ★

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位：百万円、%)

科 目	平成23年度	平成24年度
資 金 運 用 収 支	3,332	3,371
資 金 運 用 収 益	3,680	3,669
資 金 調 達 費 用	347	298
役 務 取 引 等 収 支	112	111
役 務 取 引 等 収 益	256	250
役 務 取 引 等 費 用	144	139
そ の 他 業 務 収 支	48	162
そ の 他 業 務 収 益	90	172
そ の 他 業 務 費 用	41	9
業 務 粗 利 益	3,493	3,645
業 務 粗 利 益 率	1.47	1.52

(注)「業務粗利益」とは、「業務純益」に「一般貸倒引当金繰入額」及び「経費」を加えた金額であり、「業務粗利益率」とはこの金額を「資金運用勘定平均残高」で除した割合です。

■利鞘

(単位：%)

項 目	平成23年度	平成24年度
総 資 金 利 鞘	0.18	0.30
資 金 運 用 利 回 り	1.55	1.51
資 金 調 達 原 価 率	1.37	1.21

(注)総資金利鞘とは、資金運用利回りから資金調達原価率を引いたもので、資金全体の効率性を表す指標です。

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

科 目	平成23年度			平成24年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息合計	86	△194	△107	80	△91	△10
貸 出 金	7	△78	△70	△9	△102	△112
預 け 金	△17	△29	△47	4	△37	△33
有価証券	86	△87	△0	86	48	134
そ の 他	9	△1	11	△0	1	0
支払利息合計	10	△107	△96	7	△57	△49
預金積金	10	△107	△96	7	△57	△49
借 用 金	—	—	—	0	—	0

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分して示します。

■利益率の推移

(単位：%)

項 目	平成23年度	平成24年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.26	0.37
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.14	0.23

総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(除く債務保証見返)}} \times 100$

この比率は資産規模に対する利益の比率をみる指標であり、一般的にはROA(Return On Asset)と呼ばれます。

■その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
そ の 他 業 務 収 益	90	172
国債等債券売却益	23	25
国債等債券償還益	26	105
金融派生商品収益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	40	41
そ の 他 業 務 費 用	41	9
国債等債券売却損	9	—
国債等債券償還損	32	9
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	0	0
そ の 他 業 務 利 益	48	162

(注)「その他業務利益」とは、「その他業務収益」から「その他業務費用」を差し引いた金額のことです。

■資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円、%)

科 目	平均残高	平成23年度	平成24年度
		利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	平均残高	236,507	241,978
	利 息	3,680	3,669
	利 回 り	1.55	1.51
貸 出 金	平均残高	80,543	80,090
	利 息	1,762	1,649
	利 回 り	2.18	2.05
預 け 金	平均残高	41,437	42,187
	利 息	241	208
	利 回 り	0.58	0.49
有 価 証 券	平均残高	111,340	116,619
	利 息	1,645	1,780
	利 回 り	1.47	1.52
資 金 調 達 勘 定	平均残高	229,372	234,348
	利 息	347	298
	利 回 り	0.15	0.12
預 金 積 金	平均残高	229,672	234,628
	利 息	347	298
	利 回 り	0.15	0.12
譲 渡 性 預 金	平均残高	—	—
	利 息	—	—
	利 回 り	—	—
借 用 金	平均残高	—	19
	利 息	—	0
	利 回 り	—	0.19

(注)資金運用勘定には、無利息預け金を含みません。資金調達勘定には、金銭の信託運用見合額を控除して表示しております。

★ 資料編 ★

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金残高・平均残高

(単位：百万円)

科 目	平成23年度		平成24年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
流動性預金	73,737	71,302	77,477	73,102
有利息預金	62,737	61,348	62,956	61,985
定期性預金	157,602	158,369	159,094	161,526
固定金利定期預金	157,594	158,359	159,723	161,517
変動金利定期預金	8	8	8	8
その他の預金	—	—	—	—
預金積金計	231,339	229,672	236,571	234,628
譲渡性預金	—	—	—	—
合 計	231,339	229,672	236,571	234,628

(注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋納税準備預金＋別段預金
2.定期性預金＝定期預金＋定期積金

■定期預金残高

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
定期預金	150,577	151,731
固定金利定期預金	150,569	151,723
変動金利定期預金	8	8

■預金科目別残高と構成比

(単位：百万円、%)

科 目	平成23年度		平成24年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当座預金	3,532	1.52	3,481	1.47
普通預金	68,542	29.62	72,489	30.64
貯蓄預金	194	0.08	183	0.07
通知預金	650	0.28	310	0.13
別段・納税準備預金	817	0.35	1,013	0.42
定期預金	150,577	65.08	151,731	64.13
定期積金	7,024	3.03	7,362	3.11
その他の預金	—	—	—	—
合 計	231,339	100.00	236,571	100.00

■預金者別預金残高と構成比

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個人	181,201	78.32	185,569	78.44
法人	29,581	12.78	30,634	12.94
金融機関	1,790	0.77	745	0.31
公 金	18,766	8.11	19,621	8.29
その他	—	—	—	—
合 計	231,339	100.00	236,571	100.00

★ 資料編 ★

貸出金等に関する指標

■貸出金残高・平均残高

(単位：百万円)

科 目	平成23年度		平成24年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割 引 手 形	1,138	938	961	849
手 形 貸 付	6,626	7,104	6,057	6,451
証 書 貸 付	69,822	68,771	70,489	69,427
当 座 貸 越	5,065	3,728	4,479	3,363
合 計	82,653	80,543	81,987	80,090

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度			区 分	平成24年度		
	先 数	残 高	構成比		先 数	残 高	構成比
製 造 業	115	2,719	3.28	製 造 業	115	2,570	3.13
農 業、林 業	26	881	1.06	農 業、林 業	23	612	0.74
漁 業	—	—	—	漁 業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	105	0.12	鉱業、採石業、砂利採取業	3	158	0.19
建 設 業	255	5,041	6.09	建 設 業	244	4,849	5.91
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情 報 通 信 業	3	33	0.03	情 報 通 信 業	4	34	0.04
運 輸 業、郵 便 業	40	1,231	1.48	運 輸 業、郵 便 業	36	1,099	1.34
卸 売 業、小 売 業	303	5,173	6.25	卸 売 業、小 売 業	288	4,972	6.06
金 融 業、保 険 業	13	3,251	3.93	金 融 業、保 険 業	13	3,310	4.03
不 動 産 業	425	14,294	17.29	不 動 産 業	440	16,248	19.81
物 品 賃 貸 業	5	148	0.17	物 品 賃 貸 業	6	119	0.14
学術研究、専門・技術サービス業	28	371	0.44	学術研究、専門・技術サービス業	26	352	0.42
宿 泊 業	19	945	1.14	宿 泊 業	17	848	1.03
飲 食 業	104	892	1.07	飲 食 業	100	771	0.94
生活関連サービス業、娯楽業	71	763	0.92	生活関連サービス業、娯楽業	63	658	0.80
教 育、学 習 支 援 業	6	104	0.12	教 育、学 習 支 援 業	6	52	0.06
医 療・福 祉	78	4,925	5.95	医 療・福 祉	79	4,438	5.41
そ の 他 の サ ー ビ ス	97	1,683	2.03	そ の 他 の サ ー ビ ス	97	2,095	2.55
小 計	1,591	42,568	51.50	小 計	1,560	43,194	52.68
地 方 公 共 団 体	11	17,282	20.90	地 方 公 共 団 体	10	16,278	19.85
個 人	5,925	22,802	27.58	個 人	5,828	22,514	27.46
合 計	7,527	82,653	100.00	合 計	7,398	81,987	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成23年度		平成24年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	47,364	57.30	47,990	58.53
運 転 資 金	35,288	42.69	33,996	41.46
合 計	82,653	100.00	81,987	100.00

★ 資料編 ★

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,362	1,393
有 価 証 券	27	21
動 産	10	10
不 動 産	27,863	28,873
そ の 他	2	1
計	29,266	30,300
信用保証協会・信用保険	13,168	11,870
保 証 証	23,164	11,362
信 用	17,054	28,454
合 計	82,653	81,987

■債務保証見返担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
当 金 庫 預 金 積 金	10	9
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	233	247
そ の 他	—	—
計	243	256
信用保証協会・信用保険	11	9
保 証 証	191	140
信 用	—	—
合 計	446	406

(注) 1「保証」とは、無担保で保証(人的保証を含む)付きの貸出金をいいます。
2「信用」とは無担保かつ無保証の貸出金をいいます。主に地方公共団体に対する貸出金です。

■預貸率の推移

(単位：%)

項 目	平成23年度		平成24年度	
	期末預貸率	期中平均預貸率	期末預貸率	期中平均預貸率
預 貸 率	35.72	35.06	34.65	34.13

(注) 預貸率とは、 $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$ で計算され、預金積金と譲渡性預金の合計に対する貸出金の割合を表します。

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
固 定 金 利 型	50,577	49,492
変 動 金 利 型	32,075	32,495
合 計	82,653	81,987

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
消 費 者 ロ ー ン	13,861	42.91	16,142	47.18
住 宅 ロ ー ン	18,442	57.09	18,067	52.81
合 計	32,304	100.00	34,210	100.00

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成23年度	125	98	—	125	98
	平成24年度	98	98	—	98	98
個 別 貸 倒 引 当 金	平成23年度	724	728	48	676	728
	平成24年度	728	869	7	720	869
合 計	平成23年度	850	826	48	802	826
	平成24年度	826	967	7	819	967

■貸出金償却の額

(単位：千円)

平成23年度	平成24年度
46,439	9

★ 資料編 ★

有価証券に関する指標

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

科 目		平成23年度							合 計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国	債	202	225	1,168	516	4,509	—	—	6,622
地	債	—	2,343	3,691	2,929	9,465	5,805	—	24,235
社	債	5,923	10,157	9,787	3,327	5,890	11,891	5,365	52,342
株	式	—	—	—	—	—	—	84	84
外	証	3,216	4,925	1,527	1,910	1,554	14,858	3,076	31,068
そ	証	—	—	12	—	—	100	248	361
合	計	9,342	17,651	16,186	8,682	21,421	32,654	8,774	114,714

科 目		平成24年度							合 計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国	債	—	750	743	1,585	2,836	—	—	5,915
地	債	199	4,035	3,405	4,971	8,911	6,341	—	27,865
社	債	3,619	10,815	12,209	5,356	3,856	15,927	5,824	57,610
株	式	—	—	—	—	—	—	101	101
外	証	2,506	3,431	506	1,404	3,362	14,074	2,051	27,337
そ	証	—	284	87	—	99	—	966	1,437
合	計	6,326	19,318	16,952	13,318	19,066	36,343	8,943	120,268

■有価証券の残高と構成比

(単位：百万円、%)

科 目		平成23年度		平成24年度	
		残 高	構成比	残 高	構成比
国	債	6,622	5.77	5,915	4.91
地	債	24,235	21.12	27,865	23.16
社	債	52,342	45.62	57,610	47.90
株	式	84	0.07	101	0.08
投	信	151	0.13	608	0.50
外	証	31,068	27.08	27,337	22.73
そ	証	209	0.18	829	0.68
合	計	114,714	100.00	120,268	100.00

■有価証券の平均残高と構成比

(単位：百万円、%)

科 目		平成23年度		平成24年度	
		平均残高	構成比	平均残高	構成比
国	債	6,807	6.11	5,609	4.81
地	債	22,446	20.16	25,376	21.75
社	債	48,225	43.31	55,308	47.42
株	式	87	0.07	81	0.06
投	信	296	0.26	364	0.31
外	証	33,234	29.84	29,497	25.29
そ	証	241	0.21	381	0.32
合	計	111,340	100.00	116,619	100.00

■預証率

(単位：%)

項 目	平成23年度	平成24年度
期 中 平 均 預 証 率	48.47	49.70
期 末 預 証 率	49.58	50.83

(注) 預証率とは $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ で計算され、
預金積金と譲渡性預金の合計に対する有価証券の割合を表します。

★ 資料編 ★

有価証券の時価及び評価損益

■売買目的有価証券 該当ありません。

■満期保有目的の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成23年度			平成24年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	8,841	9,307	466	8,732	9,236	504
	社 債	4,639	4,786	146	6,731	7,054	323
	外国証券	3,500	3,564	64	3,938	4,065	126
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	16,981	17,658	677	19,402	20,356	954
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	500	496	△4	2,000	1,942	△57
	外国証券	9,206	7,840	△1,365	8,206	7,671	△534
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	9,706	8,336	△1,369	10,206	9,614	△591
	合 計	26,687	25,995	△692	29,608	29,971	362

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成23年度			平成24年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	22	18	3	39	34	5
	債 券	67,958	66,370	1,588	83,063	79,978	3,085
	国 債	6,620	6,414	206	5,915	5,622	292
	地方債	13,807	13,353	453	19,132	18,172	960
	社 債	38,426	37,797	628	47,377	46,224	1,152
	外国証券	9,104	8,804	299	10,637	9,959	678
	そ の 他	151	142	8	639	560	78
	小 計	68,132	66,531	1,600	83,742	80,573	3,168
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	19,623	20,707	△1,084	6,056	6,479	△422
	国 債	1	1	0	—	—	—
	地方債	1,586	1,599	△12	—	—	—
	社 債	8,776	8,895	△118	1,501	1,505	△3
	外国証券	9,257	10,211	△953	4,555	4,973	△418
	そ の 他	196	228	△31	788	815	△26
	小 計	19,820	20,936	△1,115	6,845	7,294	△449
	合 計	87,953	87,468	484	90,587	87,868	2,719

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■子会社株式

当金庫が保有する子会社株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非 上 場 株 式	51	51
組 合 出 資 金	12	10
合 計	74	71

★ 資料編 ★

金銭の信託

■運用目的の金銭の信託 該当ありません。

■満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成23年度					平成24年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
300	300	-	-	-	300	300	-	-	-

■その他の金銭の信託 該当ありません。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

下記の取引は、平成25年3月末現在において、取組み実績はありません。

デリバティブ取引

- 金利関連取引 ■通貨関連取引 ■株式関連取引
 ■債券関連取引 ■商品関連取引 ■クレジットデリバティブ取引

その他の指標

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度
信 金 中 央 金 庫	2	2
日本政策金融公庫(国民生活金融)	51	41
住 宅 金 融 支 援 機 構	5,312	4,687
日本政策金融公庫(中小企業金融)	0	0
福 祉 医 療 機 構	8	7
日本政策金融公庫(農林漁業金融)	132	119
そ の 他	23	15
合 計	5,534	4,874

(注) 上記「その他」は、中小企業基盤整備機構が含まれています。

■店舗当たり預金残高・平残、1人当たり預金残高・平残

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
一店舗当たり	預 金 未 残	10,515
	平 残	10,439
	貸 出 金 未 残	3,756
	平 残	3,661
常勤役員	預 金 未 残	1,156
	平 残	1,098
	貸 出 金 未 残	413
	平 残	385
一 人 当 たり	経 費 (千円)	13,409
	人 件 費 (千円)	6,895
	物 件 費 (千円)	6,302
	業 務 純 益 (千円)	3,436
	当 期 利 益 (千円)	1,693
		12,717
		6,380
		6,125
		5,420
		2,928

★ 金庫と子会社 ★

信用金庫グループの主要な事業の内容

当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。

当金庫グループの組織の構成

北星信用金庫

国内

本店及び支店19店舗

子会社1社

子会社等の状況

名称 名信ビジネスサービス株式会社
所在地 名寄市西2条南5丁目5番地
資本金 1,000万円
事業の内容 北星信用金庫の委託業務
設立年月日 平成2年4月4日
当金庫議決権比率 100%

連結自己資本比率

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社の名信ビジネスサービス(株)との連結自己資本比率は下記のとおりです。

(単位：百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	748	750
利 益 準 備 金	12,979	13,539
処 分 未 済 持 分	△ -	△ -
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	-	-
基本的項目 (A)	13,727	14,289
一 般 貸 倒 引 当 金	98	98
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△ -	△ -
補完的項目 (B)	98	98
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	13,826	14,387
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,809	2,929
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	600	600
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,680	1,800
控 除 項 目 不 算 入 額	△ 1,809	△ 1,929
控除項目計 (D)	1,000	1,000
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	12,826	13,387
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	80,670	82,976
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	239	424
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,908	6,838
リスク・アセット等計 (F)	87,818	90,238
連結Tier1比率 (A / F)	15.63%	15.83%
連結自己資本比率 (E / F)	14.60%	14.83%

開示項目索引

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1. 金庫の概要及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	5
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	5
(3) 事務所の名称及び所在地	6~7
2. 金庫の主要な事業の内容	21
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
① 経常収益	4
② 経常利益又は経常損失	4
③ 当期純利益又は当期純損失	4
④ 出資総額及び出資総口数	4
⑤ 純資産額	4
⑥ 総資産額	4
⑦ 預金積金残高	4
⑧ 貸出金残高	4
⑨ 有価証券残高	4
⑩ 単体自己資本比率	4
⑪ 出資に対する配当金	4
⑫ 職員数	4
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	41
ロ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	41
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	41
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	41
ホ. 総資産経常利益率	41
ヘ. 総資産当期純利益率	41
② 預金に関する指標	
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	42
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	42
③ 貸出金等に関する指標	
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	43
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	44
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返	44
ニ. 使途別の貸出金残高	43
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	43
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値	44
④ 有価証券に関する指標	
イ. 有価証券の種類別の残高	45
ロ. 預証率の期末値及び期中平均値	45
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	10
(2) 法令等遵守の体制	11
(3) 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	13
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	36~39
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	40
② 延滞債権に該当する貸出金	40
③ 3ヵ月延滞債権に該当する貸出金	40
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	40
(3) 自己資本の充実の状況	26~27
(4) 次に掲げるものに関する取得原価又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	46
② 金銭の信託	47
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	47
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44
(6) 貸出金償却の額	44
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	39
【連結】	
金庫及びその子会社等の概況	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	48
(2) 金庫の子会社等に関する事項	48
金融再生法に基づく開示	
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	40
2. 危険債権	40
3. 要管理債権	40
4. 正常債権	40
バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示	
自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(告示)	
1. 定性的な開示項目	25
2. 定量的な開示項目	25



シンボルマーク

「北に輝く星」をモチーフにやわらかな曲線の大きな二つのリングが∞(無限大)に結び合い共鳴し外へ向かって広がって行くようすを表現しています。

丸みを帯びた底辺に広がりをつけることで、躍動感と安定感を持たせ、地域に密着したネットワークとフットワークを表しています。マークの色は「北星ブルー【和名:瑠璃色、英名:ラピスラズリ】」。「若々しい、透明性のある、天空・宇宙」を意味する色を基調としています。

まごころ、きらり



北星信用金庫